

# 史跡久留倍官衙遺跡保存活用計画

令和 3 年 3 月

四日市市教育委員会



# — 目 次 —

<b>1. 計画作成の沿革・目的</b> .....	1
(1) 計画作成の沿革.....	1
(2) 計画の目的.....	3
(3) 計画の構成.....	3
(4) 計画の対象範囲.....	3
(5) 計画の実施.....	4
(6) 委員会の設置・経緯.....	4
(7) 他の計画との関係.....	5
<b>2. 四日市市の概要</b> .....	9
(1) 自然的環境.....	9
(2) 社会的環境.....	10
(3) 歴史的環境.....	16
<b>3. 史跡の概要</b> .....	23
(1) 指定に至る経緯.....	23
(2) 指定の状況.....	23
<b>4. 史跡の本質的価値</b> .....	30
(1) 史跡の本質的価値の明示.....	30
(2) 本質的価値を構成する諸要素以外の要素.....	32
(3) 新たな価値評価の視点の明示.....	32
<b>5. 現状と課題・方向性・方法</b> .....	33
(1) 用語の整理.....	33
(2) 現状と課題・方向性・方法整理に関する全体方針.....	33
(3) 史跡指定時の現状と課題・方向性・方法.....	34
(4) 令和2年度（公園開園後）からの現状と課題・方向性・方法.....	36
<b>6. 久留倍官衙遺跡公園の整備（平成24年度～令和2年度）</b> .....	42
(1) くるべ古代歴史公園の整備.....	42
(2) くるべ古代歴史館の整備.....	45
(3) 久留倍官衙遺跡公園周辺の整備.....	46
<b>7. 現状変更取扱い方針</b> .....	47
(1) くるべ古代歴史公園.....	47
(2) 周辺地区.....	47
<b>8. 事業の点検・評価</b> .....	48
(1) 方向性.....	48
(2) 方法.....	48



# 1. 計画作成の沿革・目的

## (1) 計画作成の沿革

久留倍官衙遺跡は、2006年（平成18年）7月28日に国の史跡に指定された古代の官衙遺跡である。三重県の四日市市北部、伊勢湾を望む丘陵の東先端部に位置しており、一般国道1号北勢バイパス（以下、「北勢バイパス」）建設に伴う久留倍遺跡の事前調査により確認された。調査では弥生時代から中世にかけての遺構が確認されたが、主要な遺構のうち古代の官衙施設は、他の官衙跡にはみられない東を向く政庁・正倉院・その他附随施設などを伴い、官衙の全体像や変遷を知ることができる全国的にも貴重な遺跡である。さらに、「壬申の乱」「聖武天皇東国（伊勢）行幸」の史実と結びつく可能性もあり、日本古代史解明の上で考古学・歴史学・国文学的にも極めて重要な意味を持つ歴史的文化遺産である。

このような貴重な文化財である久留倍遺跡の保存に向けて、関係者の努力と理解により、2004年度（平成16年度）に北勢バイパスの構造変更が決定され、政庁域・正倉院を中心とした範囲が保存されることとなった。

そして、本市は、保存された範囲を「久留倍官衙遺跡」と名称し、遺跡の保存をより確固たるものにするため、2005年度（平成17年度）末に国史跡指定の申請を行い、平成18年に指定された。

また、本市はもとより、全国的にも貴重な文化財である史跡久留倍官衙遺跡の歴史的文化遺産としての保存並びに活用を図るため、整備・活用の基本的な方向性を定めた『久留倍官衙遺跡整備基本計画書』（以下、『基本計画書』と記す）を2006年度（平成18年度）に作成し、2011年度（平成23年度）には『久留倍官衙遺跡整備基本設計書～みんなで集い 学び いこう公園 こどもたちに 古代の歴史を～』（以下、『基本設計書』と記す）を取りまとめ、2012年度（平成24年度）に遺跡公園の整備に着手した。

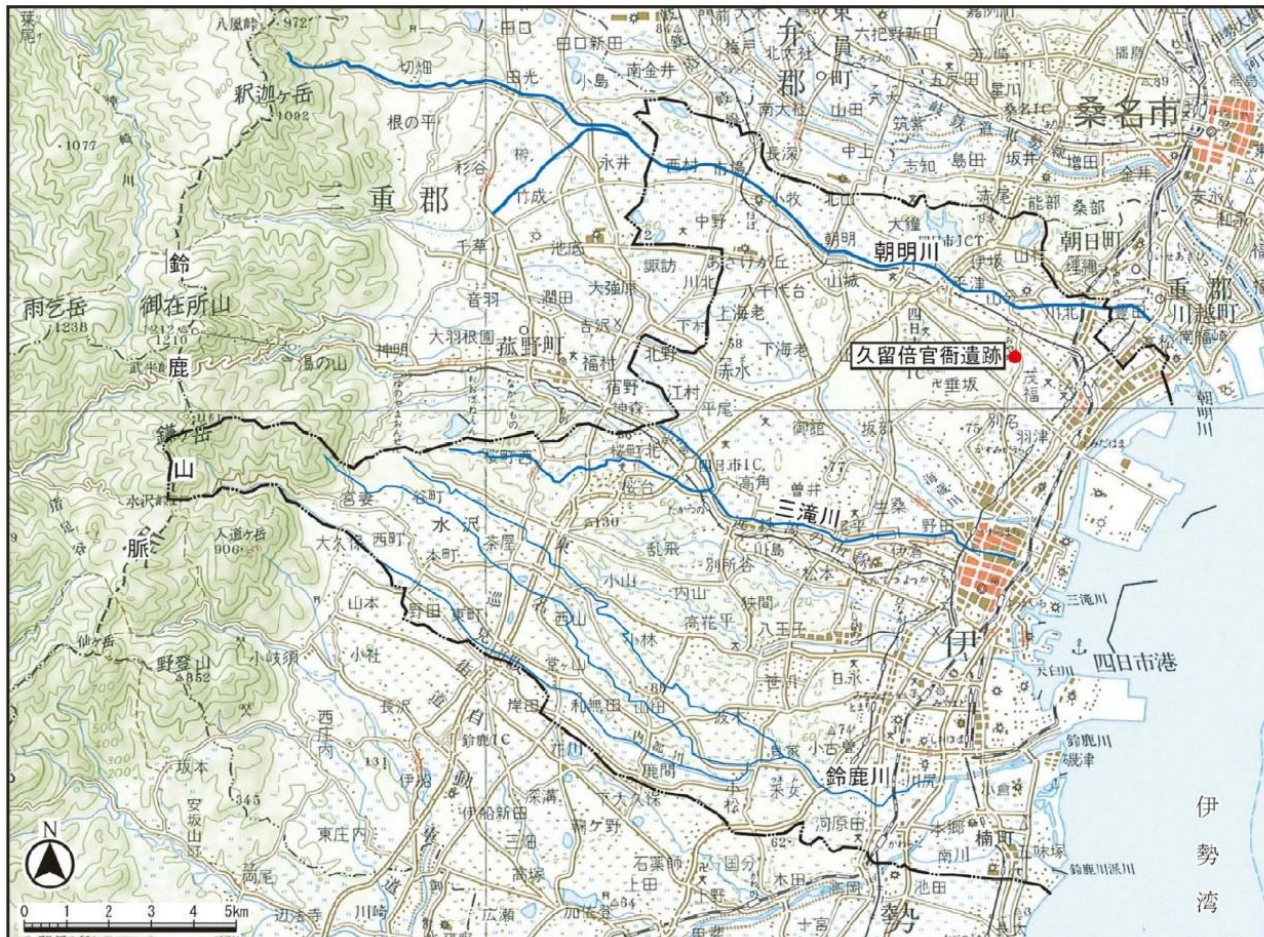
2020年（令和2年）11月1日には久留倍官衙遺跡公園が全面オープンしたことから、『基本計画書』と『基本設計書』の内容をもとに現状を整理し、史跡久留倍官衙遺跡の保存・活用・整備および久留倍官衙遺跡公園の管理運営の方向性を定めた計画として、『久留倍官衙遺跡保存活用計画』を作成するものである。

なお、『基本計画書』と『基本設計書』では、地区名として、史跡指定地地区、エントランス地区を使用していたが、ここでは、四日市市久留倍官衙遺跡公園条例に従い、それぞれ、くるべ古代歴史公園、くるべ古代歴史館とする。

## 整備の主な経緯

平成11年度	国道1号北勢バイパス建設に伴う久留倍遺跡の発掘調査開始
15年度	古代の朝明郡衙の可能性があると判明、保存協議開始
17年度	北勢バイパスの設計変更により遺構保存決定
18年度	国史跡に指定、名称は「久留倍官衙遺跡」（7月28日） 『久留倍官衙遺跡整備基本計画書』を策定
22年度	四日市市が用地を取得
23年度	久留倍官衙遺跡整備検討委員会立ち上げ（令和元年度まで18回開催） 『久留倍官衙遺跡保存整備基本設計書』を策定
24年度	くるべ古代歴史公園実施設計、くるべ古代歴史館造成
25年度	くるべ古代歴史公園造成
26年度	くるべ古代歴史館建設、八脚門・塀復元実施設計
27年度	くるべ古代歴史公園造成・水道管敷設、くるべ古代歴史館展示造作
28年度	正殿（休憩施設）建設、くるべ古代歴史館展示造作
29年度	遺構表示（半立体・平面）工事 くるべ古代歴史館供用開始（3月25日）
30年度	政庁東門（八脚門）復元建設
令和元年度	遺構表示（平面）工事、園路工事、屋外トイレ建設 『史跡久留倍官衙遺跡整備事業報告書』刊行
2年度	くるべ古代歴史公園供用開始（11月1日）

## 位置図



(出典：国土地理院1:200,000地勢図 名古屋)



## (2) 計画の目的

本計画は、史跡久留倍官衙遺跡を適切に保存し、その理解と活用を進めるため、史跡等の価値や構成要素を明らかにし、それらを保存・活用・整備し管理運営するための方針を定めることを目的とする。

## (3) 計画の構成

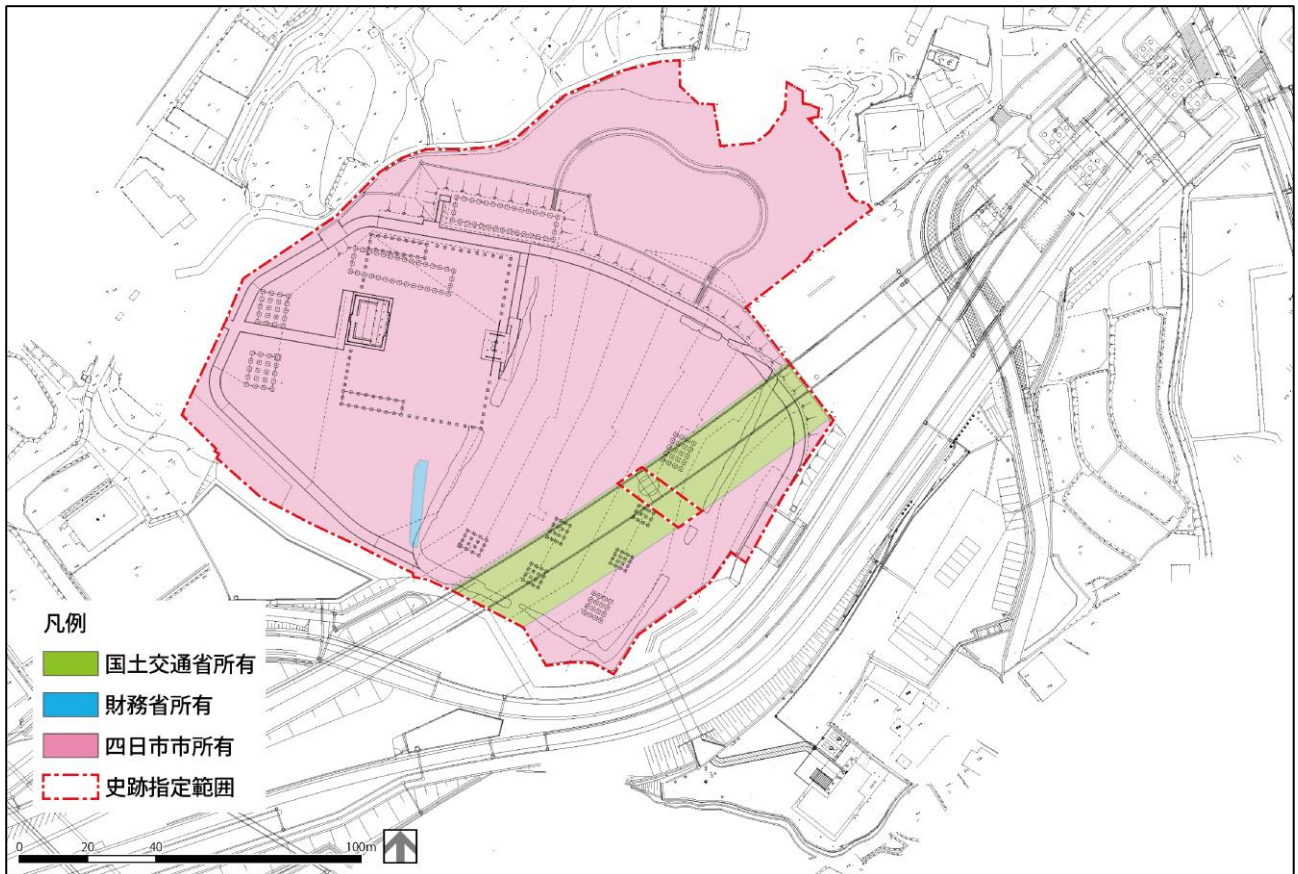
本計画においては、史跡久留倍官衙遺跡の適切な保存・活用・整備と久留倍官衙遺跡公園の管理運営について明らかにしていくことが目的であり、第1章では計画作成の沿革・目的、第2章では本市の概要、第3章では史跡の概要、第4章では史跡の本質的価値、第5章では現状と課題並びに方向性・方法、第6章では久留倍官衙遺跡公園の整備、第7章では現状変更の取扱い方針、第8章では事業の点検・評価について整理する。

## (4) 計画の対象範囲

計画の対象範囲は史跡指定範囲を基本とするが、生活上必要と想定される史跡の隣接地も計画地に取り込むものとする。また、近隣の文化財、博物館などの文化施設、その他関連する諸資源についてもネットワーク等による利活用を考慮し、計画に取り込むものとする。

なお、史跡指定範囲の用地は、ほとんどが四日市市所有地となっているが、一部に国土交通省と財務省の所有地がある。

### 計画対象範囲及び土地所有の状況



## (5) 計画の実施

本計画は、2021年（令和3年）3月に作成し、令和3年4月から実施するものとし、史跡久留倍官衙遺跡の保存・活用・整備および久留倍官衙遺跡公園の管理運営については、本計画および四日市市文化財保存活用地域計画に基づき対処していく。また、定期的に事業の点検・評価を実施していくとともに、5年程度あるいは、見直しの必要性が生じた場合は、計画の修正を行う。

## (6) 委員会の設置・経緯

『基本計画書』および『基本設計書』作成にあたっては、下記のとおり委員会を設置し、作成事業を推進した。

『基本計画書』作成にあたっては、市役所の内部では、2006年（平成18年）6月に「久留倍遺跡保存活用事業推進プロジェクトチーム」を設置し、関係諸部局の横断的な体制のもと、久留倍官衙遺跡を遺跡公園として整備するため、整備基本計画の作成、整備事業、整備後の公開・活用事業、その他関連事業に取り組んだ。

また、計画作成や事業の推進については専門家の指導、助言等を仰ぐため「久留倍遺跡調査整備指導委員会」（以下「委員会」）を2005年度（平成17年度）に設置し、委員として下記の5氏を任命した。また、委員会は適時、国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所、文化庁文化財部記念物課、三重県教育委員会文化財保護室、三重県埋蔵文化財センター、伊藤幸雄氏（地元代表）の参加を得て開催した。委員会は、平成17年度、18年度で計4回開催し、『基本計画書』について取りまとめの指導をいただいた。

### 久留倍遺跡調査整備指導委員会

委員長	八賀 晋	三重大学 名誉教授
副委員長	山中 章	三重大学 教授
委員	山中 敏史	独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡整備研究室長
	早川 万年	岐阜大学 教授
	清永 洋平	独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 飛鳥資料館

（肩書はいずれも当時）

また、平成18年6月には、「市政ごいけんばん」によりインターネットでの市民アンケート調査を実施、平成18年9月には、「国史跡久留倍官衙遺跡整備基本計画（案）の意見募集」を行い、基本計画作成の参考にした。

以上の詳細は、『基本計画書』序章「計画の枠組み」、の通りである。



『基本設計書』作成にあたっては、それまで設置していた久留倍遺跡調査整備指導委員会に代わり、下記の史跡久留倍官衙遺跡整備に関わる各分野の専門家及び市民からなる久留倍官衙遺跡整備検討委員会を2011年度（平成23年度）に設置し、指導・助言を仰いだ。

#### 久留倍官衙遺跡整備検討委員会

委員長	山中 章	三重大学 教授
副委員長	黒崎 直	富山大学 名誉教授 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 客員研究員
委員	伊藤久嗣	四日市市文化財保護審議会委員
	岡田 登	皇學館大学 教授
	箱崎和久	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 都城発掘調査部 遺構研究室長
	中森ゆき子	四日市市文化振興に関する市民会議委員

（肩書はいずれも当時）

会議は、平成23年度に4回開催した。その間、平成23年8月には、「基本設計書（素案）に対する意見募集」を行い、広く市民から意見を募集した。また、平成23年8月と2012年（平成24年）3月には『基本設計書』について文化庁と協議を行い、『久留倍官衙遺跡保存整備基本設計書 ～みんなで集い 学び いこう公園 こどもたちに 古代の歴史を～』を作成した。

以上の詳細は、『基本設計書』「はじめに」、の通りである。

#### (7) 他の計画との関係

ここでは、史跡久留倍官衙遺跡の保存及び活用・整備等に関連するものとして、次の上位・関連計画について整理する。

- ・ 『四日市市総合計画（2011年度～2020年度）』（2011年（平成23年）3月）（史跡指定時）  
『四日市市総合計画（2020年度～2029年度）』（2020年（令和2年）3月）（令和2年度（公園開園後）から）
- ・ 『四日市市都市計画マスタープラン（全体構想）』（平成23年7月）
- ・ 『四日市市文化振興ビジョン』（2016年（平成28年）1月）
- ・ 『四日市市教育大綱』（2021年（令和3年）3月）
- ・ 『第3次四日市市学校教育ビジョン』（平成28年1月）

①-1 『四日市市総合計画（2011年度～2020年度）』四日市市（平成23年3月）

本市では、市の目指すべき都市像や基本目標を示し、10年間のまちづくりの方向性を明らかにする目的で、平成23年度から2020年度（平成32年度）まで10年間の『四日市市総合計画 2011年度→2020年度』を平成23年4月から運用していた。

〔重点的な施策としての位置付け〕

久留倍官衙遺跡の整備事業は、「基本目標5 心豊かな“よっかいち人”を育むまち」の「基本的政策2 四日市ならではの文化の情報発信と活動の場づくり」に以下のように位置付けられている。

国指定史跡久留倍官衙遺跡については、小中学生の積極的な参加や学習の場となるよう整備を進めるとともに、訪れた人々が歴史を体験し学習できるよう、保存・整備します。あわせて、四日市ゆかりの歴史をたどるコース設定など、他の歴史・文化施設や関連する史跡とのネットワークを形成し情報発信力を高めます。

①-2 『四日市市総合計画（2020年度～2029年度）』四日市市（令和2年3月）

本市では、市の目指すべき都市像や基本目標を示し、10年間のまちづくりの方向性を明らかにする目的で、2020年（令和2年度）から2029年度（令和11年度）まで10年間の『四日市市総合計画 2020年度→2029年度』を令和2年4月から運用している。

〔重点的横断戦略プランとしての位置付け〕

久留倍官衙遺跡及びくくるべ古代歴史館は、重点的横断戦略プランのうちの1つである「子育てするなら四日市+（プラス）」に位置付けられた「子育て家庭の安心実感倍増プロジェクト」のうち、「社会教育施設をはじめとした地域資源の魅力発見」において次の通り位置付けられている。

目的 本市が誇る社会教育施設等の連携企画により子どもが本市の魅力を体感し、楽しむことで、誇りを育てる

具体的取組 ①そらんぽ四日市、久留倍官衙遺跡、定期市など本市の様々な資源の魅力発見企画を開催します。

夏休みの自由研究などの機会に、市内の子どもと保護者が複数の市内の社会教育施設を回るなどの連携企画を実施し、本市の魅力を体感し、楽しみ、誇りを育てます。

## ② 『四日市市都市計画マスタープラン（全体構想）』四日市市（平成23年7月）

本市は、「伝統や文化」「暮らしの場」「農地や自然」を受け継ぎ、更に暮らしやすい「まち」にして次代に伝えることで、将来に向かって持続可能な「まちづくり」を進めていくことは、今に生きる私たちに課せられた使命であるという考えにたち、「市民や事業者など、本市に関わりを有するあらゆる主体が「住んで良かった」「住み続けたい」と実感でき、市外からも「訪れたい」「住みたい」と思ってもらえる「みんなが誇りを持てるまち四日市」を目標として掲げ、都市計画マスタープランを作成した。

### 〔「大矢知地区まちづくり構想」での位置付け〕

史跡久留倍官衙遺跡が所在する大矢知地区では、『四日市市都市計画マスタープラン（全体構想）』をもとに、「四日市市都市計画まちづくり条例」に定められた「まちづくり構想」を作成している。このなかで、「まちづくりを動かすために、まず取り組みたい」6つのプロジェクトの1つとして、「歴史・文化の継承プロジェクト」を位置付けている。プロジェクトの実施のための資源の1つとして史跡久留倍官衙遺跡が位置付けられており、取り組みのアイデアとして、周辺の資源や史跡と一体となったまちづくり、久留倍まつりなどの催しとの連携などが挙げられている。

## ③ 『四日市市文化振興ビジョン』四日市市（平成28年1月）

四日市市文化振興条例に基づき策定された『四日市市文化振興ビジョン』では、「産業と文化が調和する 住みたくなるまち・住み続けたいまちに（まちへの誇り・希望）」を文化振興の基本目標としている。

### 〔文化振興の6つの施策の柱〕

- ①多様な文化活動の促進
- ②文化の担い手の育成
- ③伝統文化の保全及び継承
- ④文化交流の促進
- ⑤文化に関する情報の発信
- ⑥文化を創造する環境づくり

史跡久留倍官衙遺跡の事業は、③伝統文化の保全及び継承と⑤文化に関する情報の発信に位置づけられている。

④ 『四日市市教育大綱』四日市市教育委員会（令和3年3月）

対象期間は2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）で、「全てのよっかいちの子どもの可能性を引き出し、「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」となることを目指し、四日市市の教育を支える5つの理念を示し」ている。

1. 確かな学力を修得し、未来を創る力の養成
2. 生涯にわたり健康を保持し、運動に親しむ態度の育成
3. 豊かな人間性を育み、夢と志の実現に向け学び続ける態度の涵養
4. 家庭・地域等外部との連携・協働による学校マネジメントの充実
5. 四日市ならではの教育の推進

「5. 四日市ならではの教育の推進」では、「四日市ならではの歴史・文化・自然を活用し、地域に点在する文化財等地域教材を活用した学習」を「充実させ」とあり、史跡久留倍官衙遺跡の事業は、ここに位置付けられる。

⑤ 『第3次四日市市学校教育ビジョン』四日市市教育委員会（平成28年1月）

「教育大綱」の5つの理念を実現するための具体的な施策として6つの基本目標を位置付けている。

- 基本目標1. 確かな学力の定着
- 基本目標2. 豊かな人間性とコミュニケーション能力の育成
- 基本目標3. 健康・体力の向上
- 基本目標4. 学校教育力の向上
- 基本目標5. 地域とともにある学校づくり
- 基本目標6. 四日市ならではの地域資源を生かした教育の推進

基本目標6は、「産業と環境、文化が調和するまち四日市ならではの地域資源を教育に生かすことにより、ふるさと四日市に誇りと愛着を持ち、社会の一翼を担う人材「心豊かな“よっかいち人”」を育成するための教育を推進します。」として、下位目標として以下の3つの目標がある。

- 6-① 歴史・文化・自然を活用した教育の推進
- 6-② 高度なものづくり産業と連携した教育の推進
- 6-③ 公害対策モデル都市としての環境教育の充実

史跡久留倍官衙遺跡の事業は、このうち基本目標6-①を達成するための施策に位置付けられている。

## 2. 四日市市の概要

### (1) 自然的環境

#### ① 位置

本市は、三重県の北部に位置し、北は川越町、朝日町、桑名市、東員町、いなべ市、西は菰野町、滋賀県甲賀市、南は鈴鹿市に接する。面積は約206.52km<sup>2</sup>で、東西約24km、南北は約18kmとやや東西に長い市域を有し、東には伊勢湾、西には鈴鹿山脈が連なっている。

#### ② 植生

本市の植生は、市西部の鈴鹿山地ではシロモジ、クリ、ミズナラ、アカガシなどの広葉樹林のほかモミ、アカマツ、スギ、ヒノキなどの針葉樹の植林が多く見られる。また、滋賀県との境界付近ではゴヨウツツジなどの貴重な植物も自生している。

史跡久留倍官衙遺跡が位置する市北部の丘陵地では、耕作地が大勢を占めており、これといった特徴ある植生は見られない。一方、桜地区など一部の地区では、市の天然記念物にも指定されているシデコブシ

の自生地や、国の天然記念物に指定されている海蔵地区のアイナシ・イヌナシの自生地、西坂部町の御池沼沢植物群落など、貴重な植生も見られる。

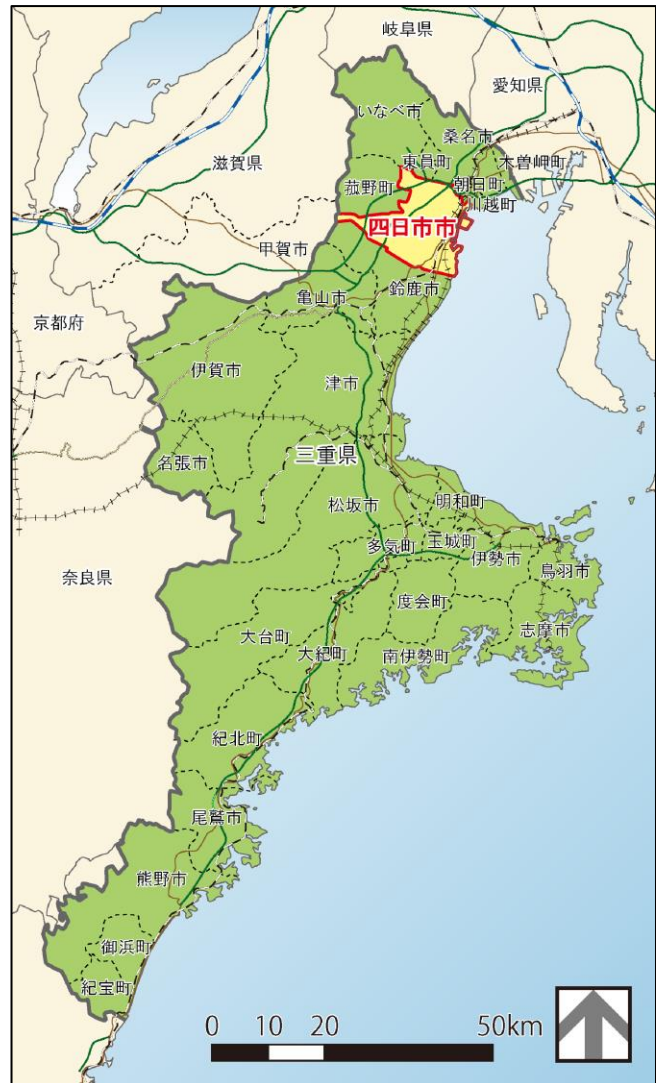
市東部の伊勢湾沿岸部は市街化しており、社寺林の一部に残されている自然植生の破片的植物群落が見られるほかは、わずかに街路樹や公園の植栽が存在するだけである。

#### ③ 地形・水系

本市の地形は、西部に連なる鈴鹿山脈の山並みから東の伊勢湾に向かって緩やかに標高が低くなる地形を呈しており、水系は北から朝明川・海蔵川・三滝川・内部川・鈴鹿川などの河川が東流して伊勢湾に注いでいる。(2 ページの位置図参照)

史跡久留倍官衙遺跡は、海岸から内陸へ約2.5kmの標高25m前後の丘陵部、朝明川の南岸に位置している。

四日市市の位置図



## (2) 社会的環境

### ① 人口・世帯数

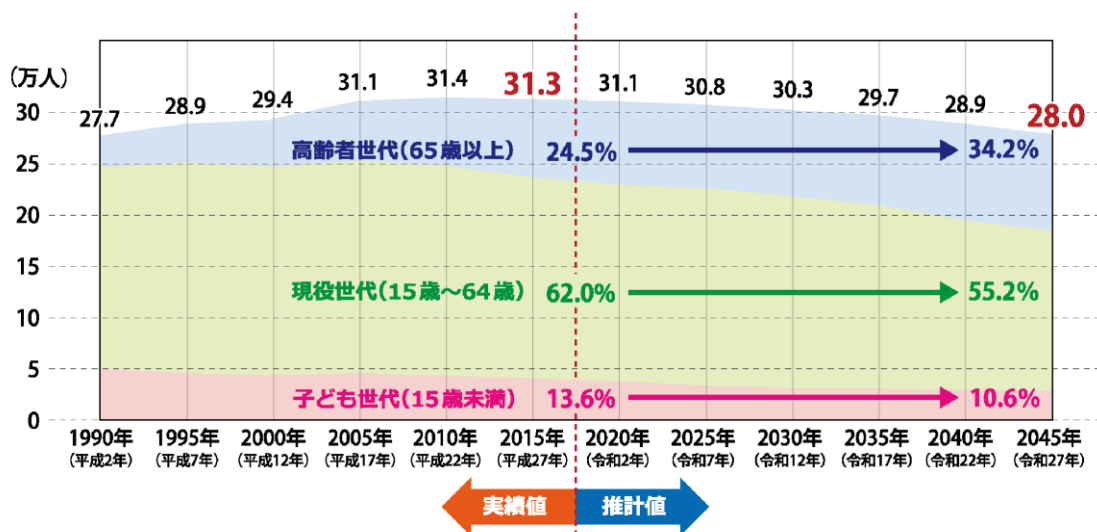
本市の人口及び世帯数は2021年（令和3年）2月末現在で、人口310,916人、世帯数141,697世帯、一世帯当たりの人数は約2.19人となっている。

本市は、1889年（明治22年）4月に町制施行し、三重郡四日市町として誕生後、1897年（明治30年）8月1日に市制施行し、四日市市となった。その後、1930年（昭和5年）に海蔵村、塩浜村を併合、1941年（昭和16年）に富田町、富州原町、羽津村、常磐村、日永村を併合、1943年（昭和18年）に四郷村、内部村を併合、1954年（昭和29年）に小山田村、川島村、神前村、桜村、三重村、県村、八郷村、下野村、大矢知村、河原田村を併合、1957年（昭和32年）に水沢村、保々村、三鈴村の一部を併合した。

三重県下最大の人口を有し、2000年（平成12年）11月1日には特例市へ移行し、平成17年2月7日に三重郡楠町と編入合併したことで人口30万人を超え、現在は中核市への移行を目指している。

本市の人口は、2008年（平成20年）頃までは右肩上がり増加していたが、その後は減少基調で推移している。この流れが続くと、2015年（平成27年）には約31.3万人だった人口が、2030年代前半に30万人を割った後、2045年（令和27年）に約28.0万人となり、平成27年対比で89.7%程度の水準となる見通しである。

### 四日市市の人口推移と将来推計



(出典：四日市市総合計画（2020年度～2029年度）)



## ② 交通

本市は、直線距離で大阪から約100km、京都からは約70km、名古屋から約35kmにある。大阪・名古屋間を結ぶ東名阪自動車道が市域を貫くように走っている。また、伊勢湾岸自動車道及び新名神高速道路が、市域の北部並びに西部を走っている。

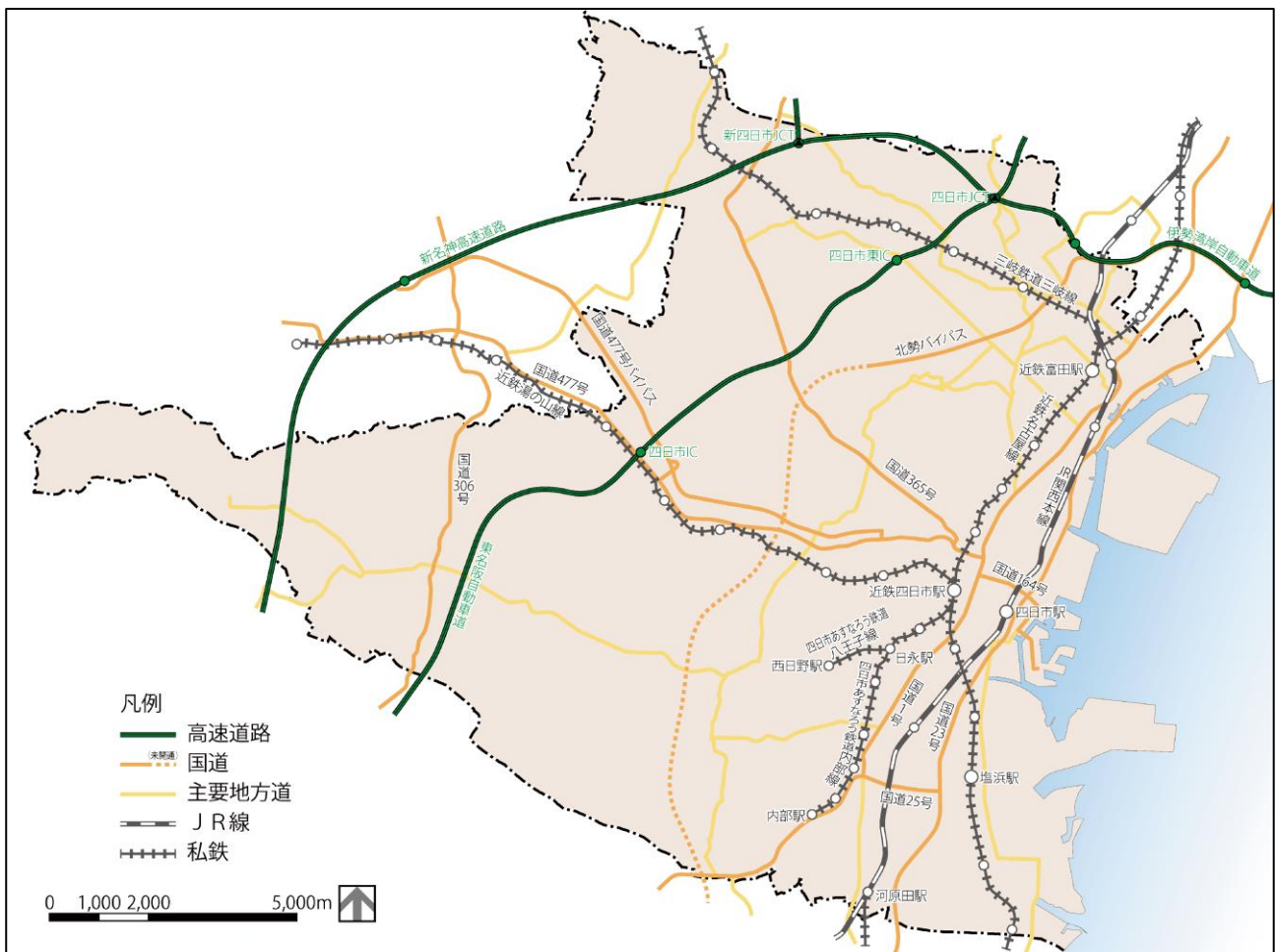
本市内の主要道路には、海岸沿いを南北に走る国道1号と国道23号、市の中心部から市西部に至る国道477号、同じく市中心部から市北部へと延びる国道365号、市西部を南北に走る国道306号などがあり、これらにアクセスする県道や主要地方道が縦横に走っている。

この他、本市内で交通が集中する国道1号、国道23号の渋滞を緩和させるため、三重県川越町南福崎から鈴鹿市稲生町を結ぶ延長28kmの北勢バイパスが建設中で、史跡久留倍官衙遺跡付近を含む一部区間が開通している。

鉄道は、JR関西本線と近鉄名古屋線が沿岸部を南北に走って本市と名古屋方面、亀山方面、津方面とを結んでいる。この他、近鉄四日市駅から、四日市あすなろう鉄道が南西へ、菰野町と結ぶ近鉄湯の山線が西へ、近鉄富田駅からはいなべ市と結ぶ三岐鉄道三岐線が西へ、それぞれ延びている。

このように本市は、交通網が発達しており、近隣の都市とのアクセスは極めて至便である。

四日市市の交通網図



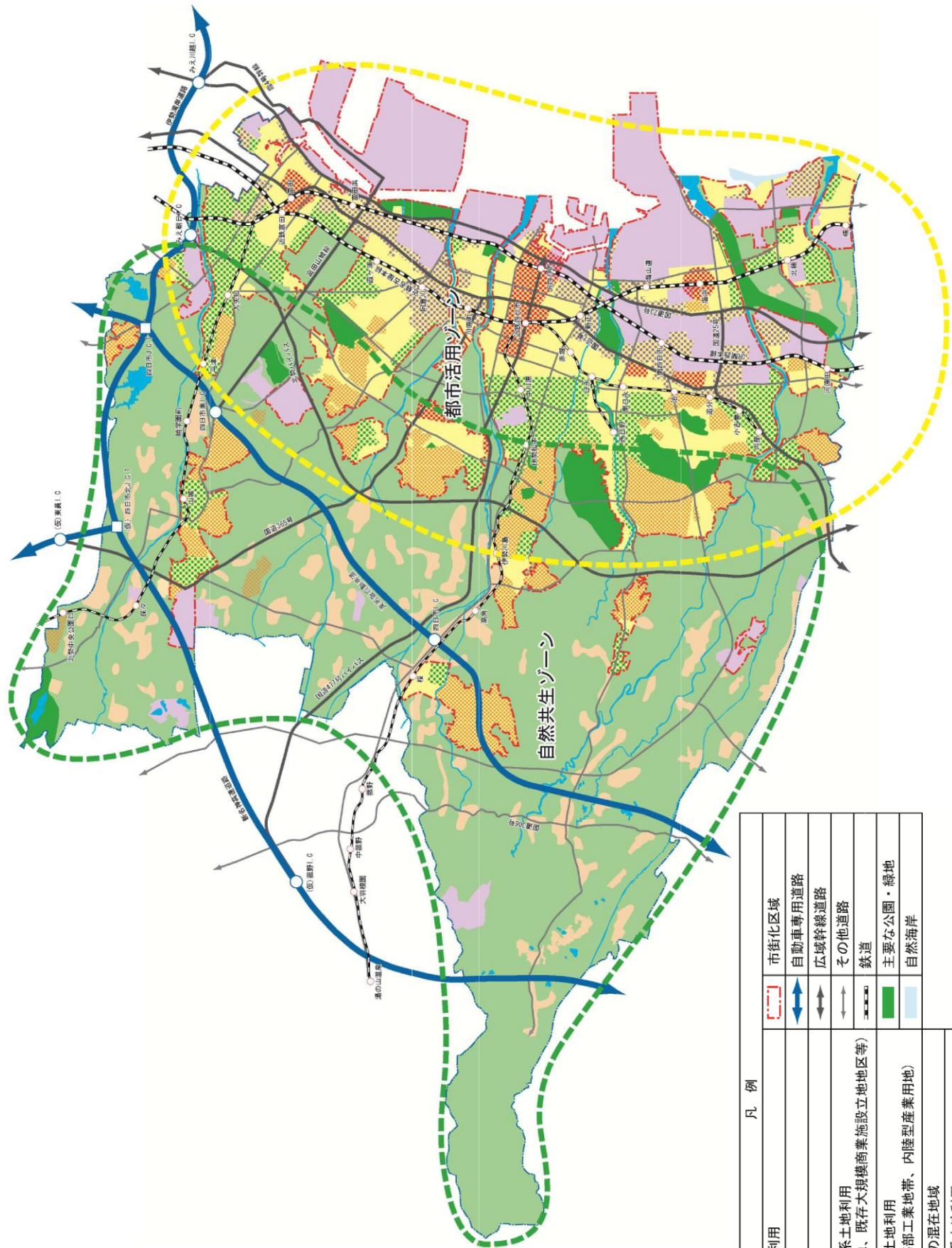
### ③ 土地利用

土地利用については、無秩序な市街地化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法に基づき、市域の大半を占める都市計画区域（20,083.9ha）を市街化区域（7,524.2ha）と市街化調整区域（12,559.7ha）に区分している（令和2年4月1日現在）。

本市は、東西交通の要衝に位置し、古くから東海道の宿場町であるとともに港町として栄え、臨海部から市街地が発展し、人口の増加や産業の発展とともに内陸に拡大してきた。丘陵地には高度経済成長期に形成された多くの住宅団地が広がる。また、中部地方を代表する工業都市である本市の臨海部には、石油化学コンビナートに代表される臨海部の広大な産業空間に加え、内陸部にもIT関連産業の集積が進んでいる。

一方、市域西部を中心に農地や里山などの貴重な自然環境が広がる中、多くの農村集落など市民の暮らしの場が点在している。

都市計画マスタープランによる土地利用方針図



(出典：四日市市都市計画マスタープラン)

#### ④ 観光レクリエーション・公園緑地等

本市では、優れた自然環境を活かした大規模な公園施設と伝統ある地場産業を中心とした体験型の観光レクリエーション施設が整備されている。主たる観光レクリエーション施設は、以下のとおりである。ただ、文化財等を活かした歴史・文化系施設は乏しいのが現状である。

#### 主な観光レクリエーション施設

種 別	名 称	所在地
文化系観光 レクリエーション 施設	四日市市立博物館 四日市公害と環境未来館	安島一丁目
	茶室「泗翠庵」	鶉の森一丁目
	あさけプラザ	下之宮町
	すわ公園交流館	諏訪栄町
	じばさん三重	安島一丁目
	潮吹き防波堤	稲葉町、高砂町地先
	末広橋梁	末広町、千歳町
	臨港橋	末広町、千歳町
	久留倍官衙遺跡公園	大矢知町
	四日市市文化会館	安島二丁目
	楠歴史民俗資料館	楠町本郷
	四日市市立図書館	久保田一丁目
	旧四郷村役場(四郷郷土資料館)	西日野町
自然系観光 レクリエーション 資源	ふれあい牧場	水沢町
	少年自然の家	水沢町
	中央緑地公園	日永東一丁目
	県営北勢中央公園	西村町
	霞★ゆめくじら	羽津甲
	垂坂公園羽津山緑地	羽津甲
	南部丘陵公園	西日野町、東日野町、 大字日永、大字泊村、 波木町、貝家町
宮妻峽	水沢町	
その他	三重北勢健康増進センター(ヘルスプラザ)	塩浜町
	四日市ドーム	羽津甲
	霞ヶ浦緑地運動施設	羽津甲
	四日市競輪場	羽津甲
	四日市港ポートビル	霞二丁目
	ばんこの里会館	陶栄町
	伊坂ダムサイクルパーク	伊坂町
	四日市スポーツランド	桜町

本市内に公園は497箇所あり、総面積は317.16haとなっている(2020年(令和2年)4月1日現在)。市民一人あたりの公園面積は約10.2㎡/人で、全国平均の約10.6㎡/人(2019年(平成31年)3月31日現在)とほぼ同じであり、都市基盤施設としての公園緑地等の環境は比較的整っているといえる。

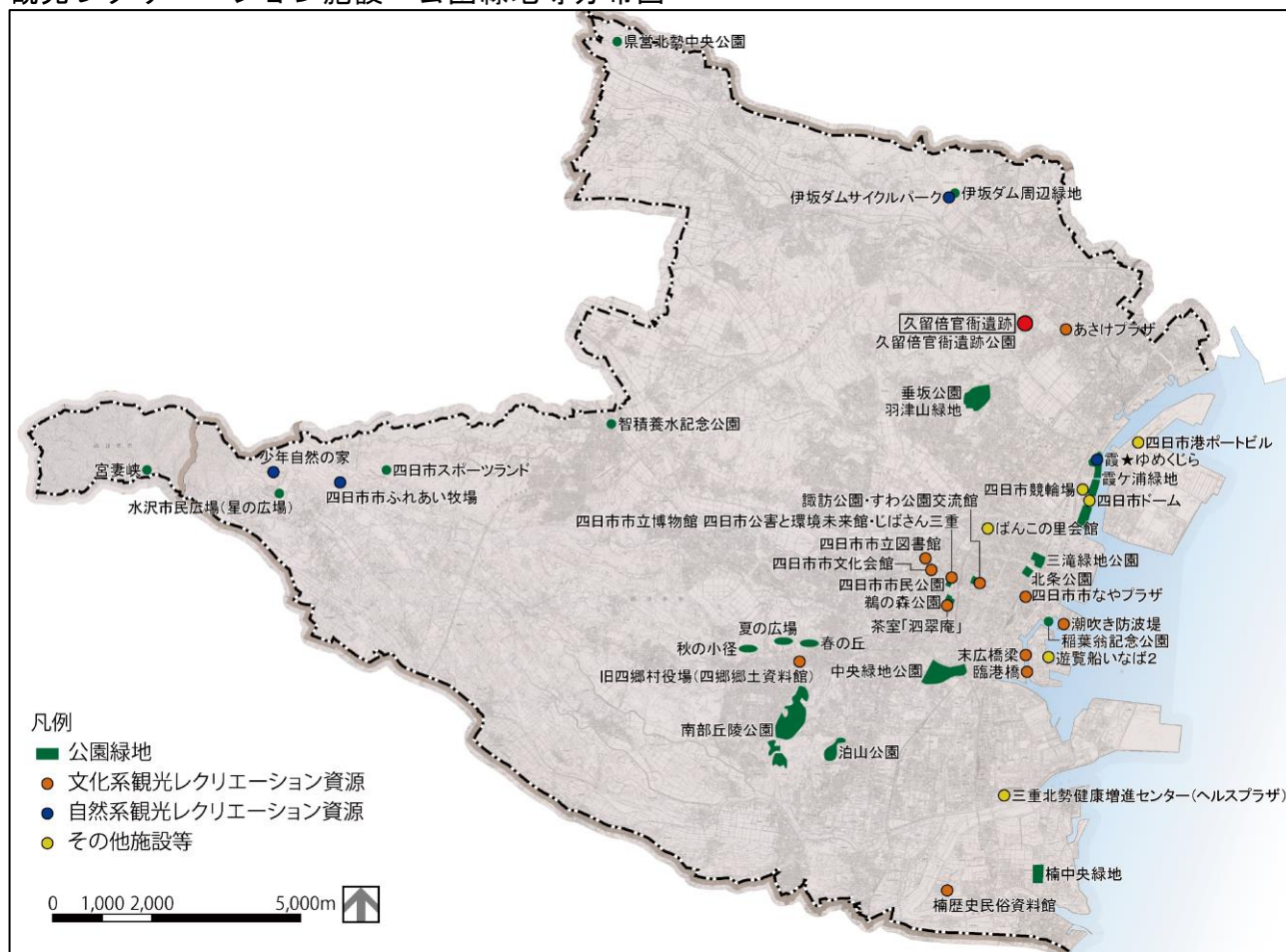


四日市市の公園（令和2年4月1日現在）

種類		種別	箇所数	面積 (ha)
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	424	56.42
		近隣公園	10	17.92
		小計	434	74.34
	都市基幹公園	総合公園	4	85.57
		運動公園	2	4.53
		小計	6	90.10
合計			440	164.44
大規模公園		広域公園	1	31.85
緑地			56	120.86
合計			497	317.16

（資料：四日市市市政概要 令和2年度版）

観光レクリエーション施設・公園緑地等分布図



（出典：久留倍官衙遺跡整備基本計画書を元に作成）

## ⑤ 産業

明治時代に四日市港が開港すると、繊維産業を中心に様々な近代産業が立地した。戦後の昭和30年代には臨海部に全国屈指の規模を誇る石油化学コンビナートが形成され、我が国の高度経済成長の一翼を担う産業都市へと発展を遂げた。近年は内陸部に立地する世界最先端の半導体工場をはじめ、自動車、電機、機械、食品など、多様な企業が集積している。

## (3) 歴史的環境

### ① 沿革

#### 〔古代〕

本市には、旧石器時代から人々が生活していたことが、宮蔵遺跡（山田町）、内戸谷B遺跡（美里町）などの遺跡から知ることができる。縄文時代には、一色山遺跡（堂ヶ山町）などに見られるように人々が一箇所に集住するようになった。弥生時代には、人々の集住化、定住化が一層進み大谷遺跡（生桑町）や西ヶ広遺跡（伊坂町）などの集落が形成された。古墳時代には、市内各所に古墳が築かれ、中でも志氏神社古墳（大宮町）は市内唯一の前方後円墳として知られている。

古代律令制度では、現在の市域は朝明郡（田光郷・杖部郷・額田郷・大金郷・豊田郷・訓覇郷）と三重郡（采女郷・河後郷・葦田郷・柴田郷・刑部郷）に属していた。三重郡には、日本武尊が東征の帰路に杖をつきながら越えたといわれる杖衝坂の伝承が、朝明郡には672年（天武天皇元年）の壬申の乱のとき大海人皇子（後の天武天皇）が朝明郡迹太川（とほかわ）のほとりで天照大神を遙拝したことが記紀などの文献に見られる。また、740年（天平12年）の聖武天皇東国行幸の際には、朝明郡に到るという記述が『続日本紀』に見られる。このように、四日市は古代からすでに街道沿いの拠点として重要視されていたことがうかがえる。7世紀には朝明郡に縄生廃寺（三重郡朝日町）が、8世紀には三重郡に智積廃寺（智積町）が造られるようになり、やがて10世紀には上品寺所蔵の釈迦如来坐像（貝家町）などの優れた仏像が造られるなど、市域で仏教文化が発展した。また、『多度神宮寺伽藍縁起并資財帳』によれば、条里制や荘園制が市内にも広がりつつあることがうかがえる。

#### 〔中世〕

平安時代末期になると、武士による支配体制が形成され、律令体制が崩壊していった。中でも清和源氏、桓武平氏の両家が武士の棟梁として強大な軍事力を掌握することで全国各地に支配を拡大していった。伊勢国においては国司平維衡以来、平氏の地盤として特に重要視されるようになった。鎌倉から室町時代には、将軍の被官を北伊勢に配置し、支配の拠点とした。市内には、茂福城（茂福町）や赤堀城（城西町）をはじめとする多数の中世城館が築かれた。また、1473年（文明5年）の外宮庁宣案には「四ヶ市庭浦」の地名が見られる。



## 〔近世〕

戦国時代には、織田信長の伊勢侵攻によりその支配下に入ったが、信長没後は織田信雄を経て、豊臣秀吉による支配を受けることとなった。

江戸時代には、市場町・湊町としての四日市に、東海道の宿場町、陣屋・代官所の町としての顔が加わった。また、後期から幕末にかけては、菜種油や肥料の生産や取引が行われていた。江戸時代における市域の支配体制は変遷するが、朝明郡は桑名藩・幕府領・忍藩などの支配を、三重郡は幕府領・大和郡山藩・桑名藩・津藩をはじめとする諸藩の支配を受けた。幕藩体制のもと、両郡とも幕府領の時期があった。

## 〔近現代〕

明治になると四日市港の修築がなされ、生糸や綿紡績等の繊維工業が行われていた。また、鉄道網の整備も着手された。大正から昭和にかけて四日市への機械工業や化学工業の進出が相次ぎ、商工業都市となった。1897年（明治30年）に市制を施行し、1930年（昭和5年）に塩浜、海蔵の両村を合併して以来、合併や編入を繰り返して市域を拡大し、2005年（平成17年）2月7日に隣接する楠町を編入して現在の市域となった。昭和30年代以降、石油化学工場等の進出によって公害が発生し社会問題化したが、現在は環境浄化に努めており、自然と文化そして産業の調和を目指したまちづくりを進めている。

## ② 指定文化財

古い歴史を有する本市には数多くの指定文化財があり、2020年度（令和2年度）末現在、国指定・選択が12件、県指定・選択が35件、市指定が65件、国登録が44件となっている。

### 指定文化財一覧

種類別		指定別	国指定 ・選択	県指定 ・選択	市指定	計
有形文化財	建造物		2	—	5	7
	絵画		—	5	4	9
	彫刻		3	11	9	23
	工芸品		1	5	1	7
	書跡		—	1	5	6
	古文書		—	—	3	3
	考古資料		—	1	4	5
	歴史資料		—	—	1	1
無形文化財	芸能		—	—	—	0
	工芸技術		—	—	2	2
民俗文化財	有形		—	3	4	7
	無形		1	1	14	16
選択保存			1	1	—	2
記念物	史跡		1	6	10	17
	名勝		—	—	—	0
	天然記念物		3	1	3	7
伝統的建造物群			—	—	—	0
計			12	35	65	112

地域を定めず指定されている国指定特別天然記念物カモシカ・天然記念物コクガンを除く。（旧）重要美術品等ノ保存ニ関スル法律で認定を受けている文化財を除く。

### 登録文化財一覧

種類別	国登録
建造物	44
計	44

国指定・選択文化財

種別	名称	所在地	所有者(管理者)
有形文化財	建造物	四日市旧港港湾施設	中部地区・稲葉町、高砂町
		末広橋梁(旧四日市港駅鉄道橋)	中部地区・千歳町～末広町間
	彫刻	木造慈恵大師坐像	大矢知地区・垂坂町
		木造不動明王立像	日永地区・日永二丁目
		木造阿弥陀如来立像 像内納入文書	富田地区・南富田町
工芸品	十六間四方白星兜鉢	中部地区・鶴の森一丁目	
民俗文化財	無形	鳥出神社の鯨船行事	富田地区・東富田町ほか
	選択保存	北勢・熊野の鯨船行事	富田・中部・塩浜・楠地区
記念物	史跡	久留倍官衙遺跡	大矢知地区・大矢知町
	天然記念物	東阿倉川イヌナシ自生地	海蔵地区・大字東阿倉川
		西阿倉川アイナシ自生地	海蔵地区・大字西阿倉川
		御池沼沢植物群落	三重地区・西坂部町
四日市市・国土交通省ほか(四日市市)	四日市市・個人(四日市市)	四日市市	四日市市

県指定・選択文化財

種別	名称	所在地	所有者(管理者)	
有形文化財	絵画	絹本著色仏涅槃図	保々地区・市場町	
		絹本著色真源大沢禅師像	保々地区・市場町	
		絹本著色禅源大済禅師像	保々地区・市場町	
		絹本著色仏涅槃図	大矢知地区・垂坂町	
		絹本著色釈迦三尊十六善神像	日永地区・日永二丁目	
	彫刻	木造地藏菩薩坐像	羽津地区・羽津山町	
		木造誕生釈迦仏立像	大矢知地区・垂坂町	
		木造地藏菩薩坐像	大矢知地区・垂坂町	
		木造阿弥陀如来坐像	四郷地区・西日野町	
		木造仏頭	四郷地区・西日野町	
		木造毘沙門天立像	三重地区・生桑町	
		木造薬師如来立像	大矢知地区・垂坂町	
		木造如意輪観音坐像	日永地区・大字六呂見	
		木造阿弥陀如来立像 附 像内納入文書1巻19枚	富洲原地区・富田一色町	
		木造神像	大矢知地区・下之宮町	
		塑造仏頭	四郷地区・西日野町	
	工芸品	太刀(銘 一永仁四年七月日助光作)	中部地区	
		陶製灯籠	中部地区・安島二丁目	
		林コレクション萬古焼	中部地区・安島一丁目	
		短刀 銘 藤正	中部地区・安島一丁目	
		槍 銘 雲林院住包治	中部地区・安島一丁目	
	書跡	紙本墨書大般若経	保々地区・市場町	
	考古資料	銅鐸	八郷地区・伊坂町	
	大樹寺(四日市市立博物館)	大樹寺(四日市市立博物館)	大樹寺(四日市市立博物館)	大樹寺(四日市市立博物館)
	観音寺	観音寺	観音寺	観音寺
	大聖院	大聖院	大聖院	大聖院
	正法寺	正法寺	正法寺	正法寺
観音寺	観音寺	観音寺	観音寺	
顕正寺	顕正寺	顕正寺	顕正寺	
千福寺	千福寺	千福寺	千福寺	
龍泉寺	龍泉寺	龍泉寺	龍泉寺	
耳常神社	耳常神社	耳常神社	耳常神社	
顕正寺	顕正寺	顕正寺	顕正寺	
個人(徳川美術館)	個人(徳川美術館)	個人(徳川美術館)	個人(徳川美術館)	
四日市市(四日市市文化会館)	四日市市(四日市市文化会館)	四日市市(四日市市文化会館)	四日市市(四日市市文化会館)	
四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	
四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	
四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	
四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	四日市市(四日市市立博物館)	
大樹寺(四日市市立博物館)	大樹寺(四日市市立博物館)	大樹寺(四日市市立博物館)	大樹寺(四日市市立博物館)	
菟上耳利神社(四日市市立博物館)	菟上耳利神社(四日市市立博物館)	菟上耳利神社(四日市市立博物館)	菟上耳利神社(四日市市立博物館)	

種別	名称	所在地	所有者(管理者)
民俗文化財	有形	蝠堂民俗玩具	富田地区・富田一丁目
		鯨船山車	中部地区・南納屋町
		大入道山車	中部地区・中納屋町
	無形	東日野・西日野の大念仏	四郷地区・東日野町、西日野町
選択保存	立阪神社獅子舞	大矢知地区・垂坂町	
記念物	史跡	富田の一里塚跡	富田地区・富田三丁目
		日永の追分	日永地区・追分三丁目
		日永一里塚跡	日永地区・日永五丁目
		天武天皇迹太川御遥拝所跡	大矢知地区・大矢知町
		伊勢安国寺跡	四郷地区・西日野町
		広古墳A群	下野地区・大鐘町
	天然記念物	川島町のシデコブシ群落	川島地区・川島町

### 市指定文化財

種別	名称	所在地	所有者(管理者)
有形文化財	建造物	観音寺山門	大矢知地区・垂坂町
		龍王山宝性寺	大矢知地区・蒔田二丁目
		旧四日市市役所四郷出張所(四郷村役場)	四郷地区・西日野町
		顕正寺山門	四郷地区・西日野町
		旧庄屋岡田邸	楠地区・楠町本郷
	絵画	広山和尚画像	保々地区・市場町
		仏涅槃図	中部地区・北町
		釈迦三尊十六善神図	保々地区・市場町
		蓮華図	保々地区・市場町
	彫刻	薬師如来坐像	日永地区・日永四丁目
		大日如来坐像	神前地区・寺方町
		地藏菩薩坐像	塩浜地区・馳出町一丁目
		釈迦如来坐像	小山田地区・六名町
		釈迦如来坐像	内部地区・貝家町
		釈迦如来坐像	小山田地区・山田町(暁覚寺)
		十一面観音菩薩立像	小山田地区・山田町(安性寺)
		木造阿弥陀如来坐像	小山田地区・堂ヶ山町(遠生寺)
	木造薬師如来坐像	小山田地区・堂ヶ山町(遠生寺)	
	工芸品	志野焼狛犬	羽津地区・大宮町
	書跡	羽津・阿倉川土地紛争の判決文書	海蔵地区
		水沢・堂ヶ山野境紛争の判決文書	小山田地区・堂ヶ山町
		六名町古文書	小山田地区・六名町
		井島文庫	中部地区・安島一丁目
		古文書	保々地区

種別	名称	所在地	所有者(管理者)			
有形文化財	古文書	四日市宿本陣清水家文書	中部地区	個人(四日市市立博物館)		
		滝川一益寄進状(天正三年十二月)	日永地区・日永二丁目	興正寺		
		羽柴秀吉禁制(天正十一年二月)	日永地区・日永二丁目	興正寺		
	考古資料	志氏神社古墳出土品	羽津地区・大宮町	志氏神社		
		茶臼山古墳群出土品(須恵器群・埴輪群)	日永地区・大字泊村	四日市市(文化財整理作業所)		
		御池古墳群出土品(装飾須恵器・特殊須恵器)	三重地区・西坂部町	四日市市(文化財整理作業所)		
	装飾須恵器 台付三連壺(北中寺遺跡出土)	常磐地区・石塚町	四日市市(文化財整理作業所)			
歴史資料	石造旧日永の追分道標	日永地区・日永四丁目	日永神社			
無形文化財	工芸技術	四日市萬古焼(手ろくろ成形)	富田地区・茂福町	[保持者]伊藤 敏(号 美月)		
		日永うちわの製作技術	日永地区・日永四丁目	[保持者]稲垣 和美		
民俗文化財	有形	椿岸神社獅子頭	桜地区・智積町	椿岸神社		
		算額	川島地区・川島町	神明神社		
		四日市蕉風連中奉納歌仙額	大矢知地区・垂坂町	観音寺		
		奉納御座船模型	富田地区・富田二丁目	鳥出神社		
	無形	日永つんつく踊り	日永地区・日永三丁目	日永つんつくおどり保存会		
		お諏訪おどり	水沢地区・水沢町	お諏訪踊り保存会		
		北野町獅子舞	県地区・北野町	北野町獅子舞保存会		
		御館獅子舞	三重地区・西坂部町	御館獅子舞保存会		
		市場町獅子舞	保々地区・市場町	市場町獅子舞保存会		
		大名行列	中部地区・元町	奴会		
		椿岸神社獅子舞	桜地区・智積町	椿岸神社獅子舞保存会		
		磯津の鯨船行事	塩浜地区・大字塩浜	磯津鯨船保存会		
		立阪神社獅子舞	大矢知地区・垂坂町	立阪神社獅子舞保存会		
		生桑長松神社の大鏡餅神事	三重地区・生桑町	四日市市生桑町自治会		
		南楠鯨船行事	楠地区・楠町南五味塚	南楠鯨船保存会		
		浜田大山車の舞獅子	中部地区・中浜田町、南浜田町	四日市祭浜田大山車の舞獅子保存連合会		
		富士の巻狩り	中部地区・南浜田町	南浜田町自治会		
		富田の石取祭(北村石取祭・茂福石取祭・富田西町石取祭)	富田地区・南富田町、大字茂福、茂福町、東茂福町、富田三丁目、富田四丁目	若宮八幡神社北村石取り祭車保存会・茂福祭車保存会・富田西町連合自治会		
		記念物	史跡	志氏神社古墳	羽津地区・大宮町	志氏神社
				大膳寺跡	羽津地区・南いかるが町	四日市市
浜田城跡	中部地区・鶴の森一丁目			四日市市		
経塚公園	下野地区・北山町			安乗寺(北山町自治会)		
万葉史跡と聖武天皇社	富洲原地区・松原町			聖武天皇社		
羽津城跡	羽津地区・羽津山町			四日市市		
泗水の井戸	中部地区・北町			建福寺		
茂福城跡	富田地区・茂福町			四日市市		
富田一本松	富田地区・東富田町			富田文化財保存会		
冠山茶の木原	水沢地区・水沢町			四日市市(冠山茶の木原保存会)		
天然記念物	大樟		小山田地区・堂ヶ山町	神明社氏子総代		
	桜町シデコブシ群落		桜地区・桜町	個人		
	中山寺のモッコク		内部地区・南小松町	中山寺		

国登録文化財

種別	名称	所在地	所有者(管理者)
建造物	旧東洋紡績株式会社富田工場原綿倉庫	富洲原地区・富州原町	三菱UFJ信託銀行株式会社
	旧四日市市立図書館	中部地区・諏訪栄町	四日市市
	宮崎本店事務所	楠地区・楠町南五味塚	株式会社宮崎本店
	宮崎本店貯蔵庫A棟		
	宮崎本店第4倉庫		
	宮崎本店第8倉庫		
	宮崎本店貯蔵庫		
	旧伊藤伝七別邸玄関棟	中部地区・高砂町	株式会社日本伝統ビューロー
	旧伊藤伝七別邸さつき棟		
	アミカン本社事務所	富田地区・富田浜元町	アミカン株式会社
	アミカン本社正門		
	アミカン本社煉瓦塀		
	誓元寺光雲殿(旧常磐尋常高等小学校奉安殿)	常磐地区・赤堀二丁目	誓元寺
	誓元寺鐘楼		
	誓元寺山門		
	森家住宅主屋	羽津地区・羽津町	個人
	森家住宅土蔵		
	石川酒造主屋	桜地区・桜町	石川酒造株式会社
	石川酒造西の座敷		
	石川酒造南文庫蔵	桜地区・桜町	個人
	石川酒造北文庫蔵		
	石川酒造旧精米場	桜地区・桜町	石川酒造株式会社
	石川酒造旧米庫	桜地区・桜町	個人
	石川酒造納屋		
	石川酒造大蔵	桜地区・桜町	石川酒造株式会社
	石川酒造釜場		
	石川酒造槽場	桜地区・桜町	石川酒造株式会社
	石川酒造壘詰場		
	石川酒造貯蔵庫及び事務所		
	石川酒造井戸屋形		
	石川酒造自噴井戸		
	石川酒造西土塀	八郷地区・千代田町	個人
	旧平田家住宅主屋		
	旧平田家住宅書院		
	旧平田家住宅米蔵		
	旧平田家住宅東蔵		
	旧平田家住宅西蔵		
	旧平田家住宅門柱		
	旧平田家住宅中門及び塀		
	三重郷土資料館(旧三重村役場書庫)	三重地区・東坂部町	三重地区連合自治会
服部家住宅主屋	三重地区・小杉町	個人	
服部家住宅納屋			
服部家住宅土蔵			
服部家住宅表門			

その他、市内には約590箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。



### 3. 史跡の概要

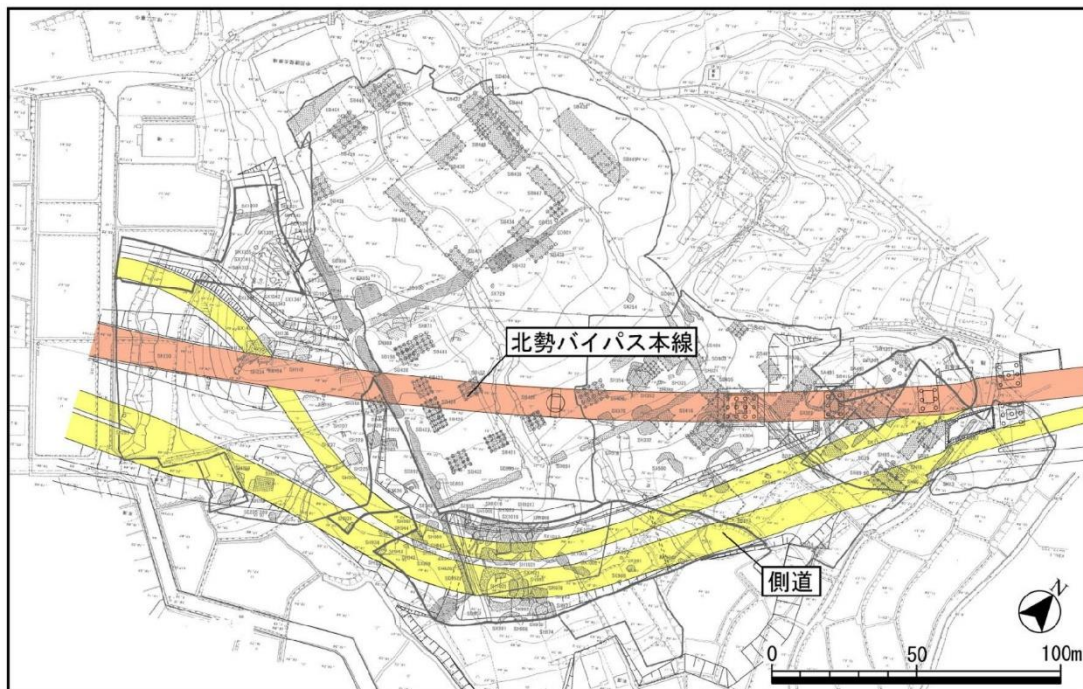
#### (1) 指定に至る経緯

久留倍官衙遺跡では、北勢バイパスの整備に伴う事前の発掘調査が、国土交通省中部地方整備局から本市への委託によって1999年度（平成11年度）から2005年度（平成17年度）に第1次～第6次調査として実施された。

この中で、2002・2003年度（平成14・15年度）の発掘調査において、古代の官衙である政庁・正倉院・その他付随施設を確認し、久留倍官衙遺跡が官衙の全体像や変遷を知ることができる全国的にも重要な遺跡であることが判明した。

そのため、国土交通省を始めとしたバイパス建設に関わる各機関が、遺跡保存に向けた数度にわたる協議を行うなど、関係者の努力と理解により、2004年度（平成16年度）には北勢バイパスの構造変更が決定された。官衙遺構が広がる道路本線は高架で遺跡を跨ぐとともに、本線に伴う側道は東側に迂回させることになり、遺跡が保存され、史跡の指定に至ったものである。

#### 北勢バイパス建設計画（平面図）



（出典：久留倍官衙遺跡整備基本計画書）

#### (2) 指定の状況

##### ① 指定告示

〔名称〕	久留倍官衙遺跡
〔指定基準〕	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
〔官報告示〕	平成18年7月28日付け 文部科学省告示第111号
〔所在地〕	三重県四日市市大矢知町字久留倍2267番8外24筆
〔面積〕	21,450.51㎡

〔指定範囲〕 以下の通り

国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする

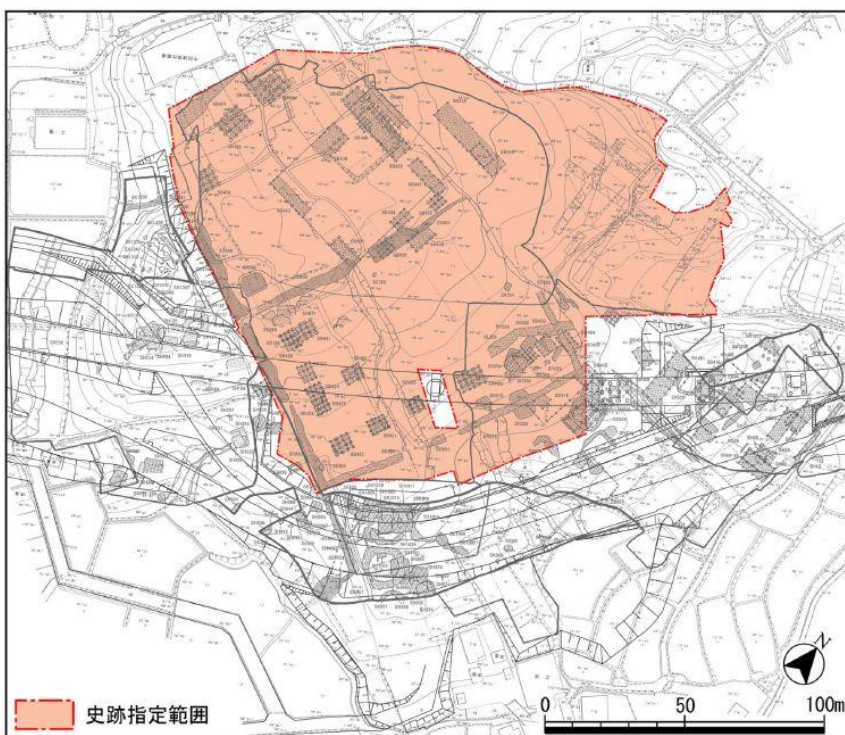
A1地点(X=-109,095.283m、Y=57,898.748m)、A2地点(X=-109,099.637m、Y=57,895.863m)、  
A3地点(X=-109,106.686m、Y=57,891.185m)、A4地点(X=-109,114.179m、Y=57,886.215m)、  
A5地点(X=-109,117.648m、Y=57,883.914m)、A6地点(X=-109,123.808m、Y=57,880.459m)、  
A7地点(X=-109,126.481m、Y=57,878.961m)、A8地点(X=-109,133.719m、Y=57,874.902m)、  
A9地点(X=-109,135.449m、Y=57,873.931m)、A10地点(X=-109,136.837m、Y=57,873.153m)、  
A11地点(X=-109,133.818m、Y=57,868.794m)、A12地点(X=-109,139.056m、Y=57,865.166m)、  
A13地点(X=-109,140.254m、Y=57,864.336m)、A14地点(X=-109,142.861m、Y=57,862.530m)、  
A15地点(X=-109,147.502m、Y=57,856.087m)、A16地点(X=-109,155.416m、Y=57,845.099m)、  
A17地点(X=-109,157.778m、Y=57,841.820m)、A18地点(X=-109,160.811m、Y=57,839.917m)、  
A19地点(X=-109,162.569m、Y=57,838.814m)、A20地点(X=-109,163.801m、Y=57,838.041m)、  
A21地点(X=-109,169.393m、Y=57,834.535m)、A22地点(X=-109,166.174m、Y=57,828.307m)、  
A23地点(X=-109,165.934m、Y=57,822.372m)、A24地点(X=-109,166.282m、Y=57,819.679m)、  
A25地点(X=-109,166.915m、Y=57,814.777m)、A26地点(X=-109,164.196m、Y=57,813.155m)、  
A27地点(X=-109,159.801m、Y=57,810.534m)、A28地点(X=-109,155.734m、Y=57,808.108m)、  
A29地点(X=-109,154.926m、Y=57,806.545m)、A30地点(X=-109,154.271m、Y=57,805.276m)、  
A31地点(X=-109,145.933m、Y=57,789.145m)、A32地点(X=-109,145.776m、Y=57,788.841m)、  
A33地点(X=-109,144.691m、Y=57,786.478m)、A34地点(X=-109,141.848m、Y=57,780.294m)、  
A35地点(X=-109,140.961m、Y=57,775.884m)、A36地点(X=-109,139.767m、Y=57,775.767m)、  
A37地点(X=-109,138.272m、Y=57,772.515m)、A38地点(X=-109,138.212m、Y=57,772.395m)、  
A39地点(X=-109,132.102m、Y=57,760.265m)、A40地点(X=-109,129.077m、Y=57,753.761m)、  
A41地点(X=-109,125.661m、Y=57,746.417m)、A42地点(X=-109,120.877m、Y=57,737.215m)、  
A43地点(X=-109,117.850m、Y=57,731.393m)、A44地点(X=-109,106.350m、Y=57,718.493m)、  
A45地点(X=-109,105.066m、Y=57,719.179m)、A46地点(X=-109,104.362m、Y=57,717.931m)、  
A47地点(X=-109,103.624m、Y=57,718.323m)、A48地点(X=-109,095.211m、Y=57,709.823m)、  
A49地点(X=-109,093.718m、Y=57,708.315m)、A50地点(X=-109,082.888m、Y=57,713.396m)、  
A51地点(X=-109,074.836m、Y=57,717.174m)、A52地点(X=-109,066.464m、Y=57,721.102m)、  
A53地点(X=-109,065.108m、Y=57,721.661m)、A54地点(X=-109,053.920m、Y=57,726.268m)、  
A55地点(X=-109,048.376m、Y=57,734.548m)、A56地点(X=-109,040.330m、Y=57,746.565m)、  
A57地点(X=-109,035.838m、Y=57,753.274m)、A58地点(X=-109,023.881m、Y=57,765.214m)、  
A59地点(X=-109,022.810m、Y=57,766.283m)、A60地点(X=-109,018.538m、Y=57,773.275m)、  
A61地点(X=-109,016.269m、Y=57,780.007m)、A62地点(X=-109,016.452m、Y=57,790.104m)、  
A63地点(X=-109,015.926m、Y=57,795.170m)、A64地点(X=-109,015.806m、Y=57,796.324m)、  
A65地点(X=-109,015.470m、Y=57,799.554m)、A66地点(X=-109,013.491m、Y=57,805.039m)、  
A67地点(X=-109,013.220m、Y=57,805.790m)、A68地点(X=-109,010.129m、Y=57,809.308m)、  
A69地点(X=-109,004.920m、Y=57,815.235m)、A70地点(X=-109,000.477m、Y=57,820.290m)、  
A71地点(X=-108,998.022m、Y=57,826.038m)、A72地点(X=-108,993.241m、Y=57,837.231m)、  
A73地点(X=-108,991.774m、Y=57,843.532m)、A74地点(X=-108,990.654m、Y=57,848.339m)、  
A75地点(X=-108,990.363m、Y=57,852.282m)、A76地点(X=-108,990.259m、Y=57,853.734m)、  
A77地点(X=-108,997.907m、Y=57,853.903m)、A78地点(X=-109,002.883m、Y=57,859.136m)、  
A79地点(X=-109,003.171m、Y=57,863.713m)、A80地点(X=-109,015.366m、Y=57,865.685m)、  
A81地点(X=-109,014.454m、Y=57,875.913m)、A82地点(X=-109,011.272m、Y=57,879.928m)、  
A83地点(X=-109,004.603m、Y=57,884.566m)、A84地点(X=-108,996.690m、Y=57,885.092m)、  
A85地点(X=-108,999.323m、Y=57,889.686m)、A86地点(X=-109,002.955m、Y=57,889.806m)、  
A87地点(X=-109,003.130m、Y=57,891.296m)、A88地点(X=-109,004.304m、Y=57,894.445m)、  
A89地点(X=-109,006.824m、Y=57,894.254m)、A90地点(X=-109,007.336m、Y=57,891.349m)、  
A91地点(X=-109,014.084m、Y=57,897.702m)、A92地点(X=-109,016.949m、Y=57,900.398m)、  
A93地点(X=-109,022.723m、Y=57,901.487m)、A94地点(X=-109,024.198m、Y=57,901.895m)、  
A95地点(X=-109,029.257m、Y=57,903.295m)、A96地点(X=-109,031.242m、Y=57,905.097m)、  
A97地点(X=-109,031.880m、Y=57,908.510m)、A98地点(X=-109,033.158m、Y=57,909.455m)、  
A99地点(X=-109,033.857m、Y=57,909.972m)、A100地点(X=-109,035.150m、Y=57,908.081m)、  
A101地点(X=-109,045.509m、Y=57,894.762m)、A102地点(X=-109,046.135m、Y=57,892.668m)、  
A103地点(X=-109,047.264m、Y=57,891.825m)、A104地点(X=-109,048.527m、Y=57,890.882m)、  
A105地点(X=-109,051.893m、Y=57,886.553m)、A106地点(X=-109,056.065m、Y=57,881.190m)、  
A107地点(X=-109,058.971m、Y=57,877.453m)、A108地点(X=-109,060.513m、Y=57,875.470m)、  
A109地点(X=-109,062.338m、Y=57,873.125m)、A110地点(X=-109,068.152m、Y=57,877.647m)、  
A111地点(X=-109,069.402m、Y=57,878.619m)、A112地点(X=-109,074.116m、Y=57,882.284m)、  
A113地点(X=-109,075.368m、Y=57,883.259m)、A114地点(X=-109,078.172m、Y=57,885.439m)、  
A115地点(X=-109,093.392m、Y=57,897.277m)、A116地点(X=-109,094.408m、Y=57,898.067m)  
を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

ただし、

B1地点(X=-109,113.738m、Y=57,835.665m)、B2地点(X=-109,111.614m、Y=57,838.853m)、  
B3地点(X=-109,110.808m、Y=57,840.064m)、B4地点(X=-109,109.451m、Y=57,842.083m)、  
B5地点(X=-109,108.993m、Y=57,842.742m)、B6地点(X=-109,111.103m、Y=57,845.643m)、  
B7地点(X=-109,118.093m、Y=57,855.257m)、B8地点(X=-109,118.994m、Y=57,856.497m)、  
B9地点(X=-109,121.798m、Y=57,860.353m)、B10地点(X=-109,123.544m、Y=57,857.841m)、  
B11地点(X=-109,126.633m、Y=57,853.399m)、B12地点(X=-109,123.891m、Y=57,849.628m)、  
B13地点(X=-109,122.984m、Y=57,848.395m)、B14地点(X=-109,121.775m、Y=57,846.718m)、  
B15地点(X=-109,120.921m、Y=57,845.542m)、B16地点(X=-109,118.177m、Y=57,841.770m)、  
B17地点(X=-109,117.157m、Y=57,840.367m)、B18地点(X=-109,115.842m、Y=57,838.558m)、  
B19地点(X=-109,114.949m、Y=57,837.331m)

を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲は除く。

### 史跡指定範囲



(出典：久留倍官衙遺跡整備基本計画書)

## ② 指定説明文

本市北部の、朝明川と海蔵川とに挟まれた丘陵の東先端部に位置する古代の官衙遺跡。多数の掘立柱建物を検出し、官衙の政庁や正倉院であることが判明した。検出した遺構は大きくⅠ期からⅢ期に分けられ、Ⅰ期は政庁、Ⅱ期は長大な東西棟建物群、Ⅲ期は正倉院と、時期によって異なった構成を示す。中でもⅠ期とⅢ期の建物群は東を正面とする特徴をもつ。年代は不明な点もあるが、少なくともⅢ期は8世紀後半に機能していたものと考えられ、Ⅰ期の成立は7世紀代に遡る可能性もある。

久留倍官衙遺跡は官衙の政庁や正倉院等が時期ごとに場所を違えて展開するもので、その構造や規模からみて古代伊勢国朝明郡衙跡である可能性が高い。壬申の乱の際に大海人皇子が朝明郡衙に立ち寄ったことが知られており、本遺跡との関係が注目される。

久留倍官衙遺跡は政庁、正倉院等が明瞭に把握でき、その変遷が判明する点で貴重である。また、古代国家の地方支配体制の成立、展開過程における官衙の在り方を具体的に示すものとして極めて重要である。

### ③ 指定に至る調査成果

久留倍官衙遺跡では、弥生時代から中世まで多数の遺構が確認されており、古代の官衙に関係すると考えられる掘立柱建物を80棟近く検出した。これらの建物を、重複関係、方位、建て替えの有無・回数、配置、建てられた場所、柱掘り方の大きさ、出土遺物から分類したところ、大きく3つの時期に分かれることがわかった（変遷図参照）。

#### 〔Ⅰ期〕

Ⅰ期は7世紀第3四半期の終わり頃から8世紀前半と考えられ、さらにⅠ期の間にも2時期の変遷がある。Ⅰ-①期は、丘陵裾部に南北棟を中心とした建物群が営まれる。次のⅠ-②期は、丘陵頂部平坦部に東向きの政庁と、その西側の大型の総柱建物、丘陵裾部の建物群などからなる。政庁は、正殿、2棟の脇殿、八脚門の4棟の建物からなり、規模は東西41.44m(140尺)、南北50.32m(170尺)である。配置は、東面する正殿があり、その南・北側に脇殿が建てられ、「コ」の字形配置となる。さらに正殿の東側には八脚門が建てられている。それぞれの建物には塀が取り付けられていたと考えられ、正殿と八脚門それぞれの南北両側で柱穴を確認している。この政庁域の西側には、2棟の大型の総柱建物があり、政庁の建物群と方位も同じであるので政庁に伴う倉庫と考えられる。

#### 〔Ⅱ期〕

Ⅱ期は、Ⅰ期の後から8世紀後半に属し、丘陵頂部平坦部には政庁を取り壊して長大な東西棟の側柱建物を中心として南向きの建物群が、丘陵裾部には東向きの建物群が営まれる。Ⅱ期も3時期の変遷が考えられるが、丘陵頂部の長大な東西棟の側柱建物が建て替えられながら存続し、その他の建物についても建物配置を変えながら存続する。Ⅱ期は1尺=0.3mの基準尺を用いていたと推測される。

#### 〔Ⅲ期〕

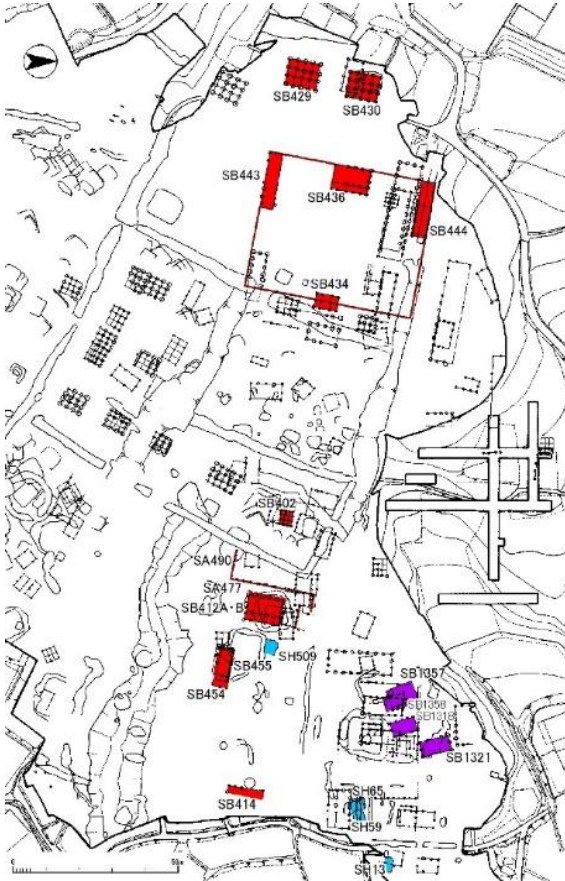
Ⅲ期は、Ⅱ期の後から9世紀末で、3時期の変遷が考えられる。丘陵斜面と丘陵平坦部に区画溝があり、丘陵斜面部分の区画は東西64m、南北96mの南北に長い長方形で、丘陵平坦面も含めると、東西64m(約213尺)、南北150m(約500尺)の東西に長い長方形をなす。この区画の中に、総柱建物が「L」の字形に区画溝に沿って配置される。Ⅲ-①期は、丘陵頂部平坦部に東西棟側柱建物と大型の総柱建物、丘陵斜面に総柱建物が造営される。Ⅲ-②期は、丘陵頂部の建物は廃絶し、丘陵斜面に総柱建物と区画溝が展開する。Ⅲ-③期は、Ⅲ-②期に引き続き丘陵斜面の正倉院が建て替えられながら存続するが、建物の配置が一部乱れる状況がみられる。

官衙遺跡に伴う出土遺物は極めて少ないが、須恵器、土師器や緑釉陶器などが出土している。また、官衙に特徴的な、墨書土器や円面硯が出土し、緑釉陶器は椀と唾壺が出土している。

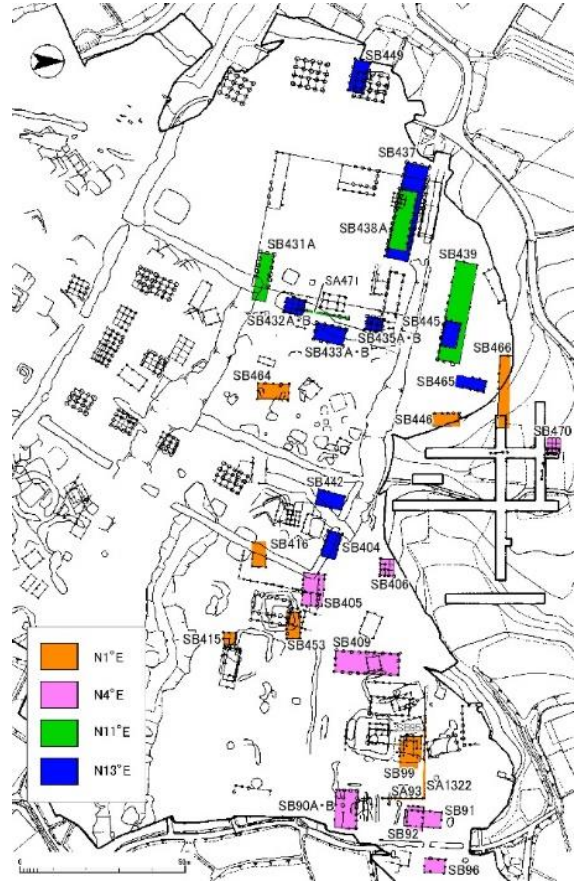
これらの建物群は、古代の官衙の施設である政庁・正倉院・その他付随施設と評価でき、本遺跡が官衙の全体像や変遷を知ることができる全国的にも重要な遺跡であることが判明した。



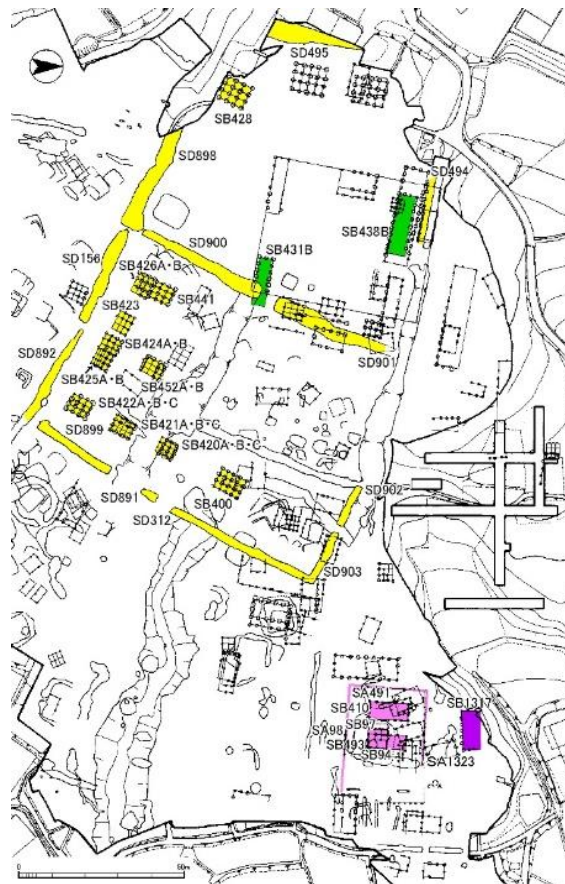
変遷図



I 期



II 期

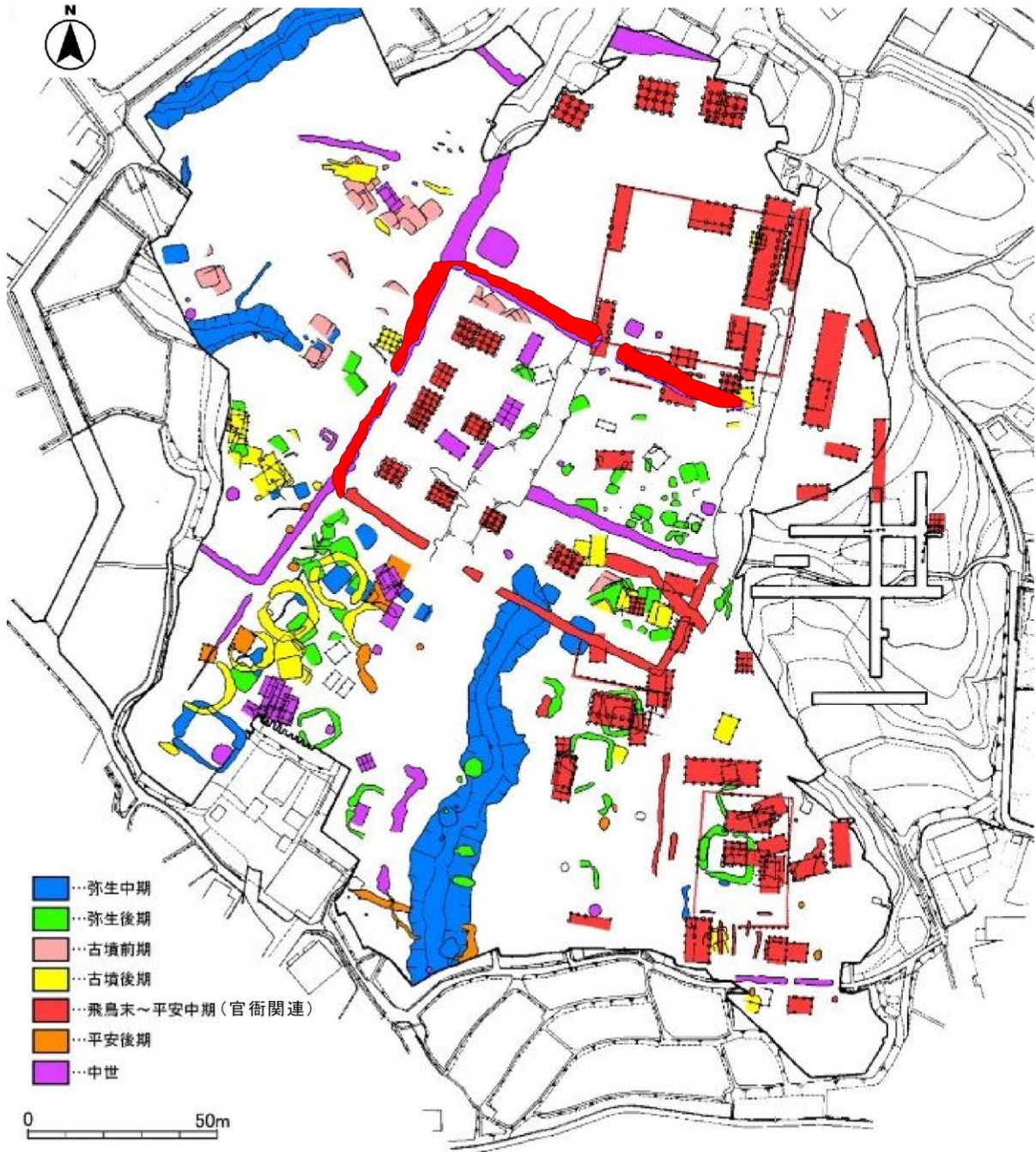


III 期

(出典：史跡久留倍官衙遺跡整備事業報告書)



久留倍官衙遺跡時期別遺構図



(出典：国指定史跡久留倍官衙遺跡－伊勢国朝明郡の役所－)

□遺構写真



全 景



正倉跡

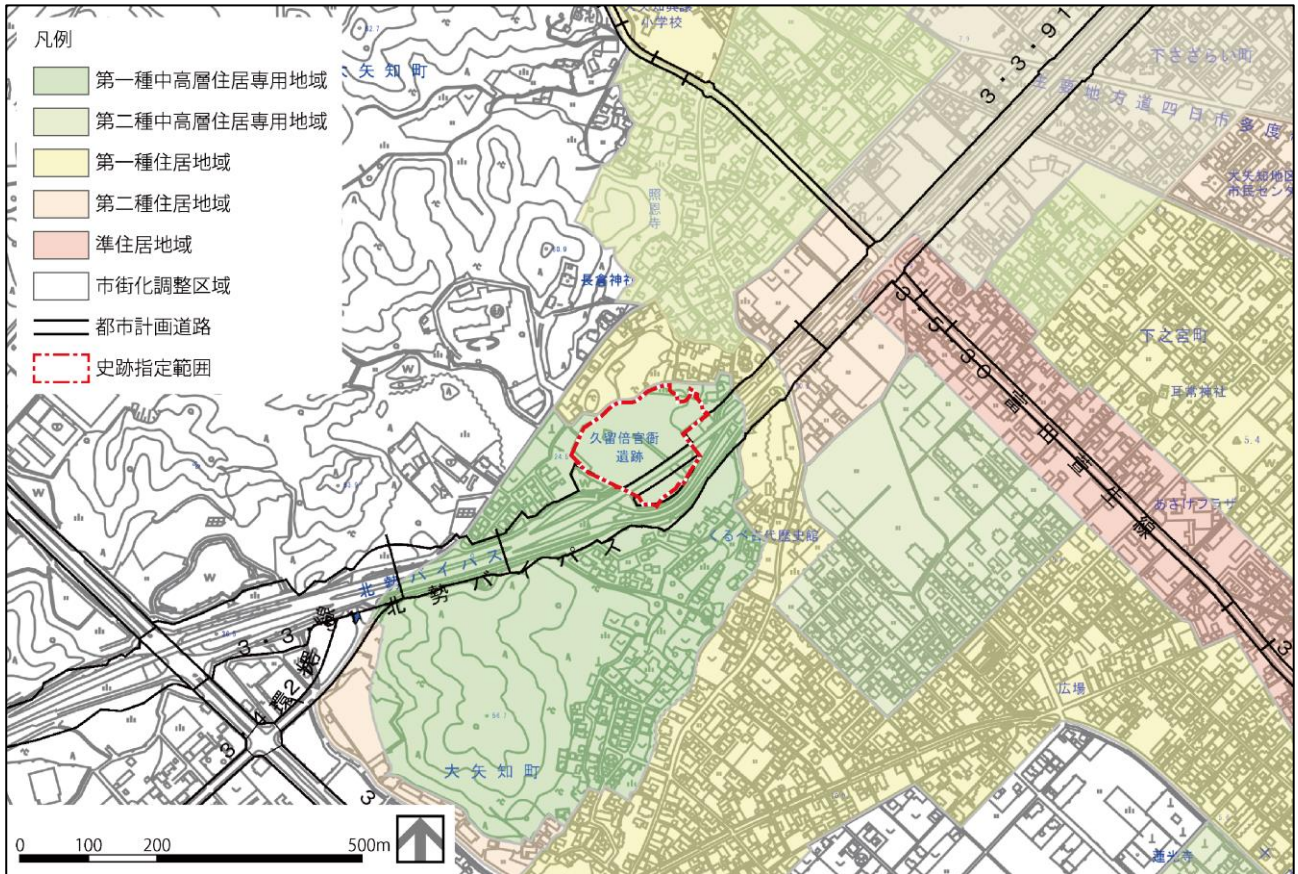
(出典：久留倍官衙遺跡整備基本計画書)



#### ④ 指定地の状況

史跡久留倍官衙遺跡の法規制状況は、全域が都市計画区域の市街化区域の中の第一種中高層住居専用地域であり、久留倍官衙遺跡公園として整備されている。

法規制図



(出典：都市計画図に加筆修正)

## 4. 史跡の本質的価値

### (1) 史跡の本質的価値の明示

史跡久留倍官衙遺跡は極めて重要な遺跡であると評価され、史跡に指定されたが、その本質的価値は以下の4点に整理できる。

なお、ここでは、一部史跡として指定されなかった官衙関連遺構についても記述に含めている。

- ① 郡衙の構造と変遷を知ることができる
- ② 郡衙の地方支配の実態を具体的に知ることができる
- ③ 日本の古代史を解明するうえで重要な手掛かりを知ることができる
- ④ 地形を利用した郡衙の立地や景観を知ることができる

#### ① 郡衙の構造と変遷を知ることができる

##### ○ 概要

- ・政庁、正倉院等の役所の施設が一体で確認され、その全体像と変遷が明瞭に把握できる点で貴重である。
- ・政庁、正倉院、館、厨家、曹司など建物群の性格の違いが、建物の規模や質に表れている。

##### ○ 本質的価値を構成する要素

- ・3つの時期それぞれの建物群の遺構

##### ○ 史跡外で本質的価値を構成する要素

- ・館、厨家、曹司と推定される建物群の遺構

#### ② 郡衙の地方支配の実態を具体的に知ることができる

##### ○ 概要

- ・建て替えがなされない政庁は、古代国家の地方支配体制の成立、展開過程における地方末端官衙の在り方を具体的に示すものとして極めて貴重である。
- ・建て替えにより長期に存続する正倉院からは、当時の主な経済資源である稲への、律令国家の強い関心を読み取ることができる。
- ・墨書土器、硯など文字関係資料の出土から、文書行政の進展がうかがわれる。
- ・緑釉陶器などの高級品の出土は、郡領氏族の在り方をうかがわせる。

##### ○ 本質的価値を構成する要素

- ・建て替えがない政庁の建物の柱穴
- ・建て替えられる正倉院の建物の柱穴
- ・墨書土器、硯など文字関係の出土遺物
- ・緑釉陶器など高級品の出土遺物

### ③ 日本の古代史を解明するうえで重要な手掛かりを知ることができる

#### ○ 概要

- ・ 政庁出現前から存在する正殿と同規模の建物は、有力者の居宅である可能性がある。この建物は建て替えられ、政庁と併存することから、有力者の居宅と政治の場が分離したことを示していると考えられることもでき、地方官衙の成立を考える資料となる。
- ・ 八脚門を備え、東を正面とする政庁は、全国的にも希少な事例であり、地方官衙が整備される過程での規制の在り方など、日本古代史を考える上で非常に重要な遺跡といえる。
- ・ 聖武天皇東国行幸に重なる8世紀半ばにあたるⅡ期の建物は、正殿と比べ柱掘り方や面積が大きく、また前面に広場を伴うことから、この建物の使用目的を推察することで、行幸との関連を知る手がかりになる。
- ・ 正倉院が9世紀末に廃絶することは、他の官衙遺跡と動向を一にしている。

#### ○ 本質的価値を構成する要素

- ・ 政庁出現前の建物群
- ・ 東を向く政庁
- ・ 8世紀半ばの大型建物
- ・ 正倉院の遺構

### ④ 地形を利用した郡衙の立地や景観を知ることができる

#### ○ 概要

- ・ 支配地域を見渡すと同時に、支配地域から見上げられる立地は、郡衙施設を通じた国家の権力誇示の在り方を示す。
- ・ 近くに大規模河川があり、丘陵下には古道が推定される立地は、郡衙の交通機能の在り方を示す。

#### ○ 本質的価値を構成する要素

- ・ 丘陵先端の立地
- ・ 大規模河川が近くに所在する立地

#### ○ 史跡外で本質的価値を構成する要素

- ・ 丘陵下の推定古道

## (2) 本質的価値を構成する諸要素以外の要素

### ① 官衙前後の様相

#### ○ 概要

史跡久留倍官衙遺跡の指定地内では、弥生時代から古墳時代の集落・墓域や、平安時代以降の集落・墓域も確認されている。これらから、郡衙造営以前の土地利用の状況や地域との関係、さらには、郡衙廃絶後の歴史的变化をたどることができる。こうした歴史の変遷の中に郡衙を位置付けることで、律令国家の地方官衙としての史跡久留倍官衙遺跡で確認された官衙遺構の、地域での位置や特色を導き出すことができる。

#### ○ 要素

- ・ 弥生時代 集落・墓域の諸遺構  
木材加工関連の遺構・遺物
- ・ 古墳時代 集落・墓域の諸遺構
- ・ 飛鳥時代 集落の諸遺構
- ・ 平安時代以降 集落・墓域の諸遺構

## (3) 新たな価値評価の視点の明示

#### ○ 価値

久留倍官衙遺跡は、四日市市の北部、伊勢湾を臨む丘陵の東先端部に位置する弥生時代から室町時代にかけての遺跡で、北勢バイパス建設に伴う事前調査により確認された遺跡である。

このような貴重な文化財である久留倍官衙遺跡の保存に向けて、関係者の努力と理解により、政庁域・正倉院を中心とした範囲が保存されることとなったことは、道路整備と史跡保存が両立する在り方の一つのモデルとなる。

#### ○ 概要

- ・ 本市内で交通が集中する国道1号、国道23号の渋滞を緩和させるため、三重郡川越町南福崎から鈴鹿市稲生町を結ぶ延長28kmの北勢バイパス建設計画があり、久留倍官衙遺跡の発見の契機となった北勢バイパスは史跡久留倍官衙遺跡を高架で跨ぎ、側道は史跡の南東側に迂回することとなった。史跡久留倍官衙遺跡の保存を図るため、北勢バイパスの構造変更となって整備された高架橋は、新たな価値を構成する要素である。
- ・ 北勢バイパスの高架橋は史跡久留倍官衙遺跡のどこからも見える位置に建設されるので、景観上の影響も極めて大きいものと考えられた。国土交通省をはじめとする関係諸機関と協議し、それらの理解と協力を得て、高架の色や騒音等史跡地の景観や環境に悪影響を与えると考えられる項目について、できる限り低減を図るよう努めた。

#### ○ 要素

- ・ 北勢バイパス本線高架

## 5. 現状と課題・方向性・方法

### (1) 用語の整理

史跡久留倍官衙遺跡保存活用計画は、下表をふまえて作成する。

なお、ここでは、史跡久留倍官衙遺跡は、「史跡」と表示する。

	それぞれの内容
保存	本質的価値を維持・継承すること
活用	本質的価値を享受・現代に生かすこと
整備	保存と活用の間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにすること
運営・体制の整備	保存、活用、整備を一体的に行い良質な歴史環境を保全すること

### (2) 現状と課題・方向性・方法整理に関する全体方針

現状と課題・方向性・方法の整理にあたっては、久留倍官衙遺跡公園のリピーターや新規来園者の獲得を意識し、下記の方針に留意するものとする。

#### ① 絶え間ない情報発信

年間を通して途切れのない情報発信に努める。

#### ② 魅力の底上げ

新たな体験メニューや、整備した施設の新たな視点での活用方法を考案し、史跡の魅力を常に更新することに努める。

#### ③ 接遇スキルアップ

久留倍官衙遺跡に関心を持つ人々の要望を理解し、それぞれに対する的確な対応ができるよう、関係者の接遇スキルアップを図る。

#### ④ 史跡の保護と来園者の安全確保

史跡を保護しつつ、来園者の安全を確保し、快適に園内を散策できるように、引き続き整備に努める。

(3) 史跡指定時の現状と課題・方向性・方法

	ア. それぞれの関係	イ. 現状と課題	ウ. 方向性
① 保存	本質的価値を維持・継承する	<p>a) 国土交通省・財務省が所有している。</p> <p>b) 発掘調査後埋め戻して地下に保存されている。</p>	<p>a) 市有地化。あるいは、文化財保護法に則った、文化財所管省庁へ所管替えする。</p> <p>b) 覆土して保存する。</p>
② 活用	本質的価値を享受・現代に生かす	<p>a) 発掘調査後埋め戻されており、現地に史跡を理解させるものがない。</p> <p>b) 出前講座などでの活用は行っている。</p>	<p>a) 地域住民や本市市民だけでなく、広く市外の人々にも関心をもってもらい理解を進められるよう、ソフト面での対応を図る。</p> <p>b) 整備工事でも工事の公開などにより活用を図る。</p> <p>c) 従来メディアだけでなく、ICT技術を活用し、普及事業を行う。</p>



## 工. 方 法

### a) 買上げあるいは所管替え

国土交通省所有地は買上げ。

財務省所有地は文部科学省への所管替えを行う。

### b) 遺構は覆土中に保存し、発掘調査記録や出土遺物は適切な環境で保存する。

### a) 学校教育における活用

市内の小中学校において、古代の役所の仕組みや奈良時代の生活などを学ぶことが出来るよう体験学習プログラムを作成し、実施するとともに、授業でも遺跡に関する学習を取り入れられるようなプログラムを作成する。(2018年(平成30年)2月に『小中学校における久留倍官衙遺跡の活用計画』を作成)

#### 地域における活用

古代の歴史シンポジウムや史跡を巡るウォークラリーなどでの活用を進める。

#### 他地域との連携・交流

史跡斎宮跡との連携協定により、交流・情報交換を進め、保存・活用の相乗効果を図る。

#### 生涯学習における活用

大人向けとして、古代の歴史や生活を深く学びながら、創作的な土器づくりや古代食づくりなどを行う、実験考古学的な体験学習プログラムを企画する。

ボランティア(活動)との連携を図り、古代の歴史や生活についてより深めて学習できる学習会を実施する。これにより、市内の小中学校で出前講座を行う語り部や、知られてこなかった地域の歴史を発見・研究する歴史発見ボランティアなどの育成と活動につなげる。

四日市市立博物館、図書館、あさけプラザなど、他の市の関連施設との連携を図る。

### b) 八脚門の復元工事など公開可能な工事の現場公開を行う。

### c) 調査研究における活用

発掘調査成果のデジタル化やインターネット上での公開を進め、調査・研究上の活用を図る。

遺跡に関わる論文等を収集し、許可を得た上でホームページで公開するなど、研究の利便性を図る。

	ア. それぞれの関係	イ. 現状と課題	ウ. 方向性
③ 整備	保存と活用の間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにする	a) 史跡の理解を促進するような施設は整備されていない。 b) 整備にあたっては、国土交通省の道路用地があるため、道路占用許可を得る必要がある。	a) 「壬申の乱・聖武天皇行幸のゆかりのある地として、訪れた人々が歴史を追体験し、古代の役所の姿や、往時のダイナミックな歴史の展開に思いを馳せることができる空間とする」(『基本計画書』) ことを目標に、史跡を保存しながら、現地で史跡が理解できるようにする。
			b) 道路占用許可を得る。
④ 運営 ・ 体制	保存、活用、整備を一体的に行い良質な歴史環境を保全する	a) 四日市市は史跡の管理団体である。 b) 遺跡の保存活動や史跡の活用に関わっている。	a) 四日市市が主体となり管理する。
			b) 市民参加型の史跡活用を進める。

(4) 令和2年度(公園開園後)からの現状と課題・方向性・方法

	ア. それぞれの関係	イ. 現状と課題	ウ. 方向性
① 保存	本質的価値を維持・継承する	a) 市有地化できる部分は市有地化。バイパス部分は、国土交通省。一部、財務省の所有。 b) 遺跡公園として整備した施設が地下遺構に影響を及ぼさないよう十分に覆土して地下に保存する。	a) 財務省所有地については、文化財保護法に則り、文化財所管省庁へ所管替えを行う。
			b) 覆土して保存する。

## 工. 方 法

a) 遺構の保存を大前提とし、遺構面を覆土等により保存した上での整備。

官衙の持つ特徴、価値が顕在化するように、建物の復元や表示等の整備を行う。

用途ごとに地区区分する。

遺構表示を整備する。

学習施設を整備する。

植栽を整備する。

奈良時代の歴史や地域の歴史を学ぶことのできるガイダンス施設の整備を行う。

来訪者のための休養施設、便益施設、安全管理施設等を整備する。

防犯・防災施設を整備する。

園路や便益施設など必要な施設を整備する。

道路案内標識を設置する。

b) 国土交通省と史跡整備の内容について協議し、承諾を得た上で、道路占用許可申請を行う。

a) 四日市市が主体となる管理

他の所有者と情報を共有しつつ適切に管理する。

条例・規則など必要な法規を整備し、管理する。

b) 地域団体との連携

イベントを協働して行う。

公園の除草などについて地元団体に委託することを検討する。

## 工. 方 法

a) 財務省所有地の文部科学省への所管替えを依頼中。

b) 遺構は覆土中に保存する。

c) 発掘調査記録や出土遺物を適切な環境で保存する。

	ア. それぞれの関係	イ. 現状と課題	ウ. 方向性
② 活用	本質的価値を享受・現代に生かす	<p>a) 史跡は、遺跡公園として整備・開園しており、史跡について理解する環境が整っている。</p> <p>b) 小中学校での活用が進むよう『小中学校における久留倍官衙遺跡の活用計画』を作成し、活用を呼び掛けてきている。</p> <p>c) くるべ古代歴史館を中心に、企画展示やイベント、出前講座などでの活用を実施している。</p>	<p>a) 身近な文化活動（学校教育、生涯学習等）やレクリエーション活動の場となるよう、かつ、日常的な利用ができるよう公園としての活用を図る。</p> <p>b) 市内の子どもたちの、ふるさとに対する誇りと愛着をはぐくむため、学校教育で利用できるプログラムをさらに発展させる。</p> <p>c) 地域住民や本市市民だけでなく、広く市外の人々にも関心をもってもらうとともに、訪れてもらって、多様な利活用を進めることができるようソフト面からも対応を図る。</p> <p>d) 従来メディアだけでなく、ICT技術を活用し、活用事業を行う。</p> <p>e) 作成中の四日市市文化財保存活用地域計画で定める関連文化財群にかかる文化財と併せた活用について検討する。</p>

## 工. 方 法

### a) 生涯学習における活用

古代の歴史や生活を深く学ぶことができるプログラムを企画する。

ボランティア（活動）との連携を図り、古代の歴史や生活について、より深く理解できるように学習会を実施する。これにより、市内の小中学校で出前講座を行う語り部や、知られてこなかった地域の歴史を発見・研究する歴史発見ボランティアなどの育成と、活動につなげる。

四日市市立博物館、図書館、あさけプラザなど、他の市の関連施設や、周辺市町との連携を図る。

### b) 学校教育における活用

市内の小中学校において、古代の役所の仕組みや奈良時代の生活などを学ぶことができるよう体験学習プログラムを作成し、実施するとともに、授業でも遺跡に関する学習を取り入れられるようなプログラムを作成し、学校で学べること、公園で学べること、それぞれのプログラムを充実させる。

### c) 周辺地域も含めた地域における活用

古代の歴史シンポジウムや史跡を巡るウォークラリーなどを実施する。

史跡を整備することにより、大矢知の歴史・古代の雰囲気を感じながら、くるべ古代歴史公園やくるべ古代歴史館において文化的なイベントや地場産業的なイベントが楽しめるよう、市民参加による活発な利活用を進める。

#### 他地域との連携・交流

全国にある壬申の乱ゆかりの地や他の官衙遺跡所在地との連携を図るため、情報交換を進め、保存・活用の相乗効果を図る。

史跡斎宮跡との連携協定により、交流・情報交換を進め、保存・活用の相乗効果を図る。

### d) 調査研究における活用

発掘調査成果のデジタル化やインターネット上での公開を進め、調査・研究上の活用を図る。

遺跡に関わる論文等を収集し、許可を得た上でホームページで公開するなど、研究の利便性を図る。

#### 学校教育における活用

GIGAスクール構想により、小中学生が1人1台タブレットを使用することに合わせ、ARの導入など、タブレットで活用できるコンテンツの作成を進める。

### e) 四日市市文化財保存活用地域計画に沿って、これまで実施してきた活用を再検討、再構築する。

	ア. それぞれの関係	イ. 現状と課題	ウ. 方向性
③ 整備	保存と活用の間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにする	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 遺構表示や説明板、ガイダンス施設は整備されたが、講座などを実施する施設がない。</li> <li>b) 発展が著しいICT技術の導入が不十分である。</li> <li>c) 元々雨水排水に問題がある場所のため、排水溝整備後も、排水に問題がないか注視する。</li> <li>d) 一部企画展示スペースはあるが、ほとんどの展示は固定で変更の余地が少ないので、マンネリ化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 活用にかかる施設の追加整備の必要性について検討する。</li> <li>b) ICT技術を利用した展示や活用について検討する。</li> <li>c) 遺構の保護と来園者の安全確保に必要があれば、排水方法の改良を検討する。</li> <li>d) 将来、展示替えを検討する。</li> </ul>
④ 運営 ・ 体制	保存、活用、整備を一体的に行い良質な歴史環境を保全する	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 四日市市は史跡の管理団体である。</li> <li>b) 遺跡の保存活動や指定後の活用に市民が多く関わっている。</li> <li>c) 国土交通省用地の道路占用許可を継続して受けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a) 四日市市が主体となり管理する。</li> <li>b) 市民参加型の遺跡公園づくりを進める。</li> <li>c) 道路占用許可を継続する。</li> </ul>



## 工. 方 法

a) 体験や講座などのため、多人数を収容できる全天候型の施設の必要性について検討する。  
現地での学習や体験に必要な施設・設備の整備について検討する。

b) ICT技術の利用や整備について検討する。

c) 排水溝の追加整備を検討する。

d) くるべ古代歴史館の展示替えに備え、最新の展示方法などについて情報収集・調査研究を行う。

a) 四日市市が主体となる管理

他所有者との情報共有を図りながら管理を行う。

必要に応じて、機械警備・警備委託などを利用し適切な管理を行う。

北勢バイパスの道路交通や地域住民の住環境に配慮した管理を行う。

条例・規則などに則って管理する。

長期修繕計画によりアセットマネジメントに努める。

b) ボランティアの協力

ボランティアを公募し、公園の解説やイベントの企画・実施などに協力してもらう。

**地域団体との連携**

公園の除草等やその他施設の清掃、鍵の開閉などの管理で協力してもらう。

c) 道路占用許可の継続申請を確実に行う。

## 6. 久留倍官衙遺跡公園の整備（平成24年度～令和2年度）

詳細は、『史跡久留倍官衙遺跡整備事業報告書』（2020年（令和2年）3月刊行）のとおり。

### (1) くるべ古代歴史公園の整備

#### ① 基盤整備の留意事項

- ・可能な限り、往時の地形の復元に努めた。
- ・造成工事に際しては、遺構面を必要な厚さで覆土することを原則とした。
- ・計画地周辺の道路等とのすりつきは、違和感のないものとした。
- ・造成は、整備後の維持管理にも考慮し、周辺の住環境にも配慮したものとした。
- ・造成工事に際しては、遺構に過大な負荷を与えないよう重機等の取扱いには細心の注意を払って実施した。
- ・全体が東下りの傾斜地であるので、雨水排水で公園周囲の住宅に迷惑をかけることがないように、雨水排水溝や調整池を整備した。

#### ② 地区区分

- ・地区を3つに分け、政庁のある西地区は、遺構の整備を行うとともに、野外での体験や研修が可能な広場として整備した。正倉院のある東地区は、傾斜地であるので、遺構を整備する空間とした。北地区は、緑地空間として散策できるようにした。



西地区

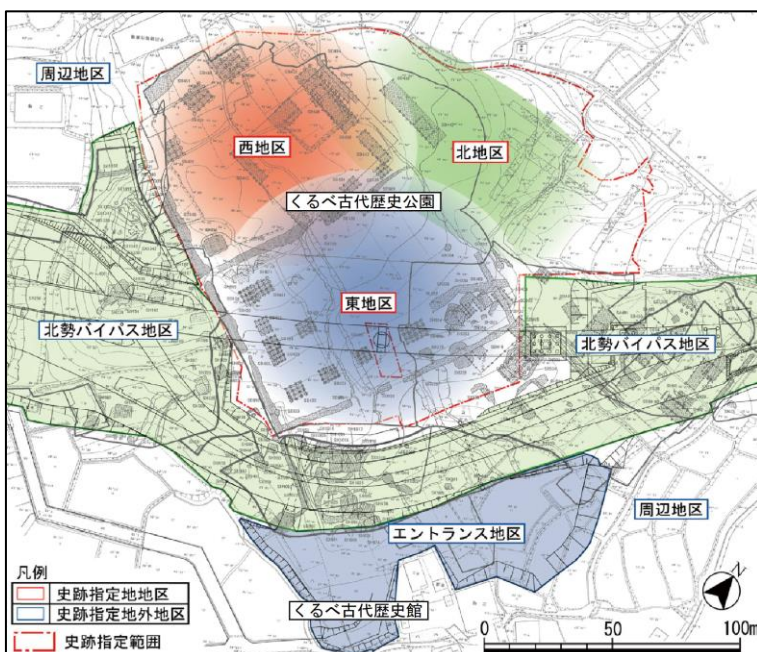


東地区



北地区

地区区分図



（出典：久留倍官衙遺跡整備基本計画書）

### ③ 遺構表示の整備

- ・遺構表示は、西地区と東地区で、3つの時期それぞれの代表的な建物を選び、Ⅰ期は、東向きの政庁および政庁と一体として存在していた倉を、Ⅱ期は大型建物2棟を、Ⅲ期は正倉群および渠を整備した。
- ・八脚門を備えた東向きの政庁は、史跡久留倍官衙遺跡の持つ特徴を際立たせるものであるため、八脚門と門に取り付く塀を史跡整備・活用のモニュメント施設として位置付け、復元建物として整備した。
- ・休憩施設も兼ねた立体遺構表示である正殿については、東に廂を持つ建物の形状を表現したが、復元建物ではないことを示すため、現在の素材を使用した。
- ・その他の遺構表示は、柱掘り方と柱跡を色違いの石材で表示した。西地区の遺構表示は、立体表示や柱を40cm立ち上げるなどした半立体表示を中心とし、東地区の遺構表示は、多様な活動の場として活用できるよう平面表示を基本にした。また、床面の土系舗装の色を変えて遺構の時期を区別した。



八脚門



正殿



遺構表示（半立体表示）



遺構表示（平面表示）

### ④ 説明板の設置

- ・学習案内施設として、説明板・名称板を設置した。
- ・学習案内施設のデザインは、簡素で、特段のイメージを持たないようなものにし、遺構表示を引き立たせるようにした。



説明板



## ⑤ 植栽の整備

- ・計画地に導入する植栽としては、地域の在来種や万葉植物を中心に用いた。
- ・北地区は、広葉樹や万葉植物を中心に季節感を感じ取れるような植栽をするとともに、市民による植樹などを通して整備を図るものとした。

## ⑥ 防犯・防災設備の設置

### ○ 防犯カメラ

出入者の確認を実施するため、防犯カメラを設置した。

### ○ 火災対策

木造の八脚門・塀やガイダンス施設の整備に併せて、消防法に基づき、消火栓を設置した。

### ○ 落雷対策

落雷によるとみられる施設の被害が続いたので、公園来園者の安全のため、発雷探知警報器と放送設備を設置し、雷雲の接近を来園者に知らせるようにした。また、木造建物の被雷による破損を避けるため、避雷針を設置した。



防犯カメラ

## ⑦ 園路・広場・便益施設の整備

- ・園路は、遺構表示との混同をさけるため遺構表示と異なる素材を使用することとし、アスファルト舗装とした。また、園路の舗装や幅は、消防車などの緊急車両の乗り入れに対応できるものとした。
- ・政庁内は、周囲と異なる空間であることが認識でき、また、屋外での歴史体験学習や憩いの場となるよう芝生広場として整備した。
- ・政庁周辺の西地区および東地区は、日差しの照り返しや夏場の気温上昇など来場者の利便性を考慮し、草地広場として整備した。
- ・公園の2か所に道標を設置し、トイレやくるべ古代歴史館を案内できるようにした。



園路



道標

- ・トイレは、くるべ古代歴史館と、くるべ古代歴史公園の西隣接地に設置した。
- ・駐車場、駐輪場は、くるべ古代歴史館と公園の西隣接地に整備した。
- ・外灯は、くるべ古代歴史館、くるべ古代歴史公園、公園の西隣接地それぞれに必要なに応じて設置した。



トイレ



外灯

## (2) くるべ古代歴史館の整備

### ① くるべ古代歴史館整備の方針

- ・史跡久留倍官衙遺跡だけでなく、伊勢国朝明郡の歴史的環境や地理的環境を紹介し、それを学習することで、郷土の良さを再発見できる施設とした。
- ・史跡久留倍官衙遺跡を活用した学校教育や生涯学習に対応できる施設とした。



くるべ古代歴史館

### ② くるべ古代歴史館の機能

#### ○ 管理・運営機能

- ・久留倍官衙遺跡公園を管理し、体験学習や展示ガイダンス、情報発信などの運営を行う。

#### ○ 展示ガイダンス機能

- ・見学者の理解を助け、史跡久留倍官衙遺跡の全体像や特徴、価値をわかりやすく伝えるため、視聴覚機器を用いたビジュアル展示や遺物展示、イラストや写真パネルの展示等を行う。また、学校教育などに対応する学習機能も兼ね備える。
- ・事務室を備え、久留倍官衙遺跡公園の日常的な維持管理、見学案内・体験学習指導に対応できるスタッフが常駐する。



### ③ くるべ古代歴史館の内容

○ 学習展示室・研修室・ホール・事務室・倉庫・トイレ

○ 展示概要

- ・ホール 「発見！古代の朝明郡」
- ・展示コーナー 「発信！朝明郡の情報センター」「朝明郡と役所の仕事」  
「壬申の乱と聖武天皇の東国行幸」「饗宴！万葉人の世界」
- ・映像4本 「古代の朝明郡」「久留倍官衙遺跡の変遷」「朝明と壬申の乱」  
「朝明と聖武天皇の東国行幸」
- ・壬申の乱ゆかりの地関連資料館等の情報提供（パンフレットポスト）

○ 古代体験概要

- ・常時可能な体験 木簡体験、古代衣装着用体験、織物体験、すごろく体験など
- ・申込制の体験 勾玉作り体験、染めもの体験、火おこし体験など



勾玉作り体験の様子



藍染め体験の様子

### (3) 久留倍官衙遺跡公園周辺の整備

① 道路案内標識の設置

- ・自動車での遠方からの来園者のため、周囲の主要道路に案内標識を設置した。



道路案内標識



道路案内標識

## 7. 現状変更取扱い方針

### (1) くるべ古代歴史公園

- 地区の考え方
  - ・文化財保護法（第109条第1項）によって史跡に指定された地区
- 取扱い方針
  - ・史跡整備に伴うもの以外の現状変更を原則認めない。

#### 【現状変更の取扱い基準】

文化財保護法（第109条第1項）によって史跡に指定された地区であり、遺構を現状保存する。

#### ① 史跡整備施設

史跡の保存、活用を目的とする現状変更以外は原則認めない。

計画の内容を確認し、遺構への影響を判断する。

整備した施設の改変は、安全管理上やむを得ない場合を除き、極力史跡と調和するものとする。

#### ② 地形の改変

遺構への影響がある地形の変更は認めない。

史跡の景観を阻害する地形の変更は認めない。

#### ③ その他

災害発生時、地区内を避難所等とする場合、現状変更は最小限にとどめるものとする。この場合、災害復旧後は速やかに現状に復するものとする。

### (2) 周辺地区

- 地区の考え方
  - ・史跡久留倍官衙遺跡に隣接する「周知の埋蔵文化財包蔵地」（以下、この項目では遺跡という）内であり、史跡指定されていない地区
- 取扱い方針
  - ・開発者に対し、極力遺跡の保存を求めるが、保存が困難な場合は、発掘調査による記録保存を実施する。

## 8. 事業の点検・評価

### (1) 方向性

本保存活用計画で定めている保存、活用、整備、運営・体制の方向性・方法と実施事業の整合性や事業効果について検証し、評価を受け、随時、事業の見直しを行う。

### (2) 方法

#### ① 目標管理の実施

目標管理票を作成し、事業を管理する。

#### ② 外部有識者会議の設置

学識経験者・地域・学校関係・利用者など外部有識者からなる久留倍官衙遺跡公園管理活用委員会を設置し、事業評価を受けるとともに、意見を聴取し、事業の改善につなげる。

#### ③ アンケートの実施

アンケートを実施し、利用者のニーズをつかむとともに、事業実施の意図と、実施した事業の効果の乖離を補整できるようにする。

## 史跡久留倍官衙遺跡保存活用計画

〔発行日〕 令和3年3月

〔発行〕 四日市市教育委員会

〔編集〕 四日市市教育委員会 社会教育・文化財課  
〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号  
TEL:059-354-8240 FAX:059-354-8308  
E-mail:syakaibunkazai@city.yokkaichi.mie.jp